

第1号

市民後見人活動記録

本人の思い・市民後見人の思い

瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市
長久手市・東郷町

令和5年9月

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター

も く じ

はじめに 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 理事長 加藤 佳子

タイトル	市民後見人	市町	ページ
【第1期 市民後見人】			
「気を付けて行きなさいよ。また来てね。」を重ねて	飯田 美湖	尾張旭市	1
同年代のY・Mさんと共に過ごした想い	蟹江 治	豊明市	3
F・Gさんが少しでも喜び、快適な生活が出来るように支援する	下川 はるみ	日進市	4
大変なことがたくさんあったが、今は全てが良い思い出	鈴木 啓介	長久手市	6
市民後見人としての活動記録 — 1枚の名刺	竹内 修謁	尾張旭市	9
A・Kさんに寄り添い、施設運営・終末期医療への疑問へと	橋野 玲子	日進市	11
一人暮らしH・Kさんの支援は、地域包括支援センターから始まった	橋野 玲子	日進市	13
94歳の高齢な紳士と向き合って	福居 智子	瀬戸市	15
口数の少ないシャイなS・Sさん	福居 智子	瀬戸市	16
市民後見人の活動で感じたこと	細江 あけみ	瀬戸市	17
想像していた活動と実際は大違い？	三塩 仁美	東郷町	18
【第2期 市民後見人】			
カードでメッセージを伝え続けて	浅井 節子	尾張旭市	20
親族と共に見送りを終えて	垣内 鈴恵	瀬戸市	22
♪瀬戸の花嫁♪に込めた思いは	加藤 優美子	日進市	23
人を励ましてくれる素敵なAさん	加藤 優美子	日進市	25
市民後見人活動・・・「会えてよかった」	虎岩 いづみ	尾張旭市	27
ありがとうございました あなたの黒子になれたかな	中島 恵	瀬戸市	29
市民後見人として活動して	鍋嶋 洋行	尾張旭市	32
有料老人ホームから特別養護老人ホームに入所して 金銭面で余裕のできたY・Kさん	丹羽 愛子	瀬戸市	34
N・Mさんを見送って	森下 紀子	尾張旭市	36
【第3期 市民後見人】			
後見は十人十色	松ヶ谷 里美	日進市	38
法人後見から市民後見人に移行しました！	松島 直子	豊明市	40

おわりに 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター 専門相談員 石井 友子

市民後見人活動記録 資料編

1. 市民後見人バンク登録者の皆さん
2. 市民後見人バンク登録人数と受任件数
3. 第5期市民後見人養成の流れ
4. 市民後見人の受任要件
5. 市民後見人養成研修説明会チラシ(第1期～第5期)



はじめに

特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
理事長 加藤佳子

市民後見人の第1号が誕生したのは平成29年1月でした。「尾張東部圏域における市民後見人等に関する検討委員会（以下、検討委員会）」で市民後見人のあり方を検討して以来1年半が経過していました。

検討委員会では、「市民後見推進の目的」は、「地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人を養成し、活動を支援することにより認知症高齢者や精神・知的障害者の方が、判断能力が不十分であっても尊厳を持って自らの意思で希望を実現し、地域で暮らし続けることを可能とする共生社会の実現をめざす」と決定されました。

また、「市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである」と定義づけられました。

この検討委員会の決定を受けて間もなく、平成28年1月には、第1期市民後見人養成研修が始まりました。5日間25時間の基礎講習、8日間40時間の実務講習、2日間6時間の施設実習と、合計71時間の研修を経て、最終的にバンク登録をした人は19人でした。

このバンク登録を済ませた数ヶ月後の平成29年1月に、記念すべき市民後見人の第1号が誕生しました。そしてその数日後には、第2号の市民後見人が誕生しました。この2人の後見人のきめ細かな援助のお陰もあって、それぞれの被後見人は現在も施設で穏やかな日々を過ごされています。

第2期市民後見人のバンク登録者（平成30年8月）は19名、第3期（令和3年1月）は8名、第4期（令和4年8月）は20名、家庭裁判所から選任されて6年間に市民後見人が受任した人は37名、現在受任中の市民後見人は16名です（令和5年6月末現在）。

これらの市民後見人は、週に一度、被後見人の元を訪れ、見守り、より添い、会話をし（会話がほとんどできない人でも、その人なりの会話を会得し）、どんな生活（生き方）を望んでいるのかを探り、それに可能な限り応え、施設や福祉・医療関係者との連絡調整、金銭管理・・・と実に多くのことをされます。

こんなことを聞かれることがあります。「どうして市民後見人の方は、そんなに大変なことを無報酬でできるの?」と。

この「市民後見人活動記録」を読まれば、その答えが出るでしょう。

市民後見人の活動は、共助の社会づくりにつながります。今後も市民後見人の活動を通して、必要な人に手を差し伸べられる共生社会を目指したいと思います。

この「市民後見人活動記録」が市民後見人の活動の様子やその想いをたくさんの方々に届けることを願っています。



「気を付けて行きなさいよ。また来てね。」を重ねて

本人について

氏名：Y・Uさん

性別：女性

年齢：91歳(受任時)

居所：グループホーム(尾張旭市)

既往歴：認知症

第1期市民後見人バンク登録者 飯田 美湖

平成29年1月～(継続中)



① 出会い

平成29年1月、尾張東部成年後見センター(当時)から担当の引継ぎを行った。高齢者の方と接する機会が多い仕事柄、「何とかなるかな。」とお引き受けした。開始当初はこんなに長い時間を共に出来るとは思いもしなかった。

② 入居施設での様子

施設職員さんたちは親しみを込めて「Uさん」と名前と呼ぶ。訪問時は、いつもリビングで立ちながらテレビを観たり、職員さんとのおしゃべりに花を咲かせておられる。食事の時間が近づくと、職員さんから「Uさん、手伝って下さい。」との声掛けでアイランドキッチンに立たれる。キャベツの千切りはお手のもので、盛り付けも手際よく綺麗にお手伝いされている。台所仕事に集中しておられる時は、お声掛けを控え遠くから見守りを行う。近年は加齢により骨格の変化、体調の低下があり今では車いすに座る時間が長くなっている。出来ない事も増えたが毎日を穏やかに過ごしておられる。



③ 後見人活動

入居施設を訪問してご本人様とお話する。職員さんからどんな暮らしを送っておられるか、問題はないかを聴取する事、施設利用料金の支払い等の金銭管理、市役所への書類提出、3か月毎に後見監督人に報告を行う為、尾張東部権利擁護支援センターを訪問している。3か月の区切りはとても早く感じられ、後見監督人と話が出来る事は活動の励みになる。当該市役所は市民後見人活動に理解があり、スムーズに申請や手続きが出来る。助言もあり、心強い。市民後見人は独りではない。常に多種職が協働して皆で紡いでいく活動である。

単純に済まない課題も有るが、各方面から情報を集め解決策を模索して進んでいる。

④ 今後について

職員さんから「私たちにいつも『ありがとう』と言葉を頂きます。日常の所作が綺麗です。きっと良い躰を受けられたと思います。童謡は2番までご存じです。食事は『美味しい』としっかりと召し上がります。100歳まで生きられますよ。皆でお祝いしましょう。」と言われている。Y・Uさんの幼少期を知る人は誰もいないが、現在は多くの人に囲まれて幸せに100歳を目指している。

「気を付けて行きなさいよ。また来てね。」と、私の帰り際にいつもY・Uさんはこの言葉を言われる。まず、後見人の事を気にかけて、そして再会を期待して下さっている。

私は「はい、行ってきます。Uさん、また来ますね。待っていてね。」と明るい声で返事をする。もう少しこの掛け合いを続けましょうね、Y・Uさん。

監督人コメント

平成25年9月より、尾張東部成年後見センター（当時）が後見人となり、支援を行っていた方です。生活が安定したため、平成29年1月に市民後見人へ移行しました。飯田さんが受任してくださり、はや6年。毎週の訪問の他に市役所での申請、利用料の支払いなど、業務記録を読ませていただくと、実に細かく本人のことに気を配っていただいているのがよくわかります。この間に本人の体調の変化により、グループホームから現在の有料老人ホームへの転居や、骨折による入院など大変なこともありましたが、飯田さんの頼もしいサポートで現在の暮らしがあります。皆で100歳のお祝いをしたいですね。



尾張東部圏域の市民後見人の活動が 厚生労働省ポータルサイトで紹介されました！

尾張東部権利擁護支援センターは監督人として、不正をチェックする「監督」だけではなく、市民後見人を支援する、「**支援的監督**」という形で、様々なご相談に対応したり、一緒に考えていくという姿勢を大事にしたいと思っています。

また、そのことは、私達が市民後見人を支援するだけではなく、市民後見人の活動から、私達が教えていただくことや、学ばせていただくこともたくさんあります。**支援**というものは、**絶えず、相互関係にある**と思っています。



厚生労働省ポータルサイト「成年後見はやわかり」より
【<https://guardianship.mhlw.go.jp/>】



3カ月に1度の定期報告の様子

市民後見人は3カ月に一度、監督人へ報告書を提出します。監督人は市民後見人が作成した財産目録と関係書類との照合等、点検を行います。

同年代のY・Mさんと共に過ごした想い

本人について

氏名：Y・Mさん

性別：男性

年齢：68歳(受任時)

居所：障害者支援施設(豊明市)

既往歴：療育手帳A判定、脳性小児麻痺による体幹機能障害(身体障害者手帳I級)、両下肢の痙性麻痺(両股・膝・足硬直)、歩行・起立・座位不能、疾病による直腸機能障害

第1期市民後見人バンク登録者 蟹江 治

受任期間:3年3か月

(平成29年4月~令和2年7月)

〇Y・Mさんの受任から初対面迄の思い

私には、小学生時に障害者となった友人との関係が疎遠になった苦い思いが有り、これを払拭したく、Y・Mさんには最後まできちんと寄り添おうと思い、受任した。Y・Mさんの言葉が聞き取り難い為、週1日ペースで面会・毎回の声掛け・幼少期やTV番組、世間話等の会話を通じて意思疎通を図ろうと思った。Y・Mさんは反応が良く、笑ったり、知らん顔したりする。会話が好きそうな様子が見受けられる為、ゆっくり丁寧に会話を行おうと思った。

〇Y・Mさんの日常生活を知り、彼自身の考えを聴いて、寄り添う手立てを考える

Y・Mさん自身は言葉による伝達が難しい為、絵や文字で質問し、Yes/Noで回答を尋ねた。また、施設職員から日常の様子、弟様にも電話や郵便等で質問し、機会ある毎に相談した。Y・Mさん依頼の外出(買い物や散歩)時に付添って、共に写真撮影や歌を合唱して楽しんだり、言葉で理解出来ない時も、指相撲や手を握り力比べをして、互いの思いが通じるようにした。Y・Mさんへの寄り添いの一助になると思った。年々麻痺による身体全体の硬直が進行して、寝たきり、噛む力の低下、褥瘡再発、更に悪化して頻繁に病院への通院、入退院が続いた為、弟様共に逐一連絡相談した。

〇Y・Mさんとの間で悩み、困ったこと

Y・Mさんから、右目不調(見え難い)で治したい旨の訴えを私が聞いたので、施設職員や弟様に受診要望を再三伝えたが、以前の診断結果有(治療効果見込みなし)の為、聞き入れて貰えず、結果、本人の願いが叶えられなかった。私の対応力不足にモヤモヤ感が残っている。

施設近くの薬局へ買い物(往復1時間)に付添い、車いすで出かけた途中、Y・Mさんが腹痛を訴えられ、対応に右往左往した(一時的で済みホッとした。ストーマの知識不足を認識)。痙性麻痺の進行で意思伝達の不満、寝たきり状態や褥瘡対策の身体拘束への苛々が重なり、施設職員への暴力が散見し、他の医療対応型施設への移動要請が出されてしまった。コロナ感染予防規制の最中で、Y・Mさんに面会出来ないまま、弟様、施設、病院、監督人と共に、皆が感染予防しながら移動先を探し、移動等の手配に走り回り苦勞した。

〇Y・Mさんとの出会いで良かったこと



Y・Mさんと私は、男兄弟、名古屋生まれ、同年代で育ち、遊びや流行、食べ物等、生活の様子を共有し合えた為、歌謡曲を一緒に歌い、巨人の選手やグッズ、アルバイト、時代劇映画等の話が弾み、懐かし

く楽しめた。指相撲や力比べ等でY・Mさんが私に勝ち、自慢し大喜びする顔がとても好きだった。

〇監督人コメント

Y・Mさんには弟がいましたが、遠いため、市民後見人として蟹江さんが就きました。蟹江さんが加わって、まるで3人兄弟のようになりました。

コミュニケーションをとることが難しいと言いながら、いろいろ工夫されましたね。

F・Gさんが少しでも喜び、快適な生活が出来るように支援する

本人について

氏名：F・Gさん

性別：女性

年齢：70歳(受任時)

居所：特別養護老人ホーム(日進市)

既往歴：大動脈弁閉鎖不全症による心臓機能障害、人工弁置換(1)、脳梗塞後遺症、要介護5

第1期市民後見人バンク登録者 下川 はるみ

平成29年1月～(継続中)

OF・Gさんとの出会いとコミュニケーションへの取り組み

平成28年11月 尾張東部成年後見センター(当時)職員と施設を訪問し、初めてF・Gさんとお会いしました。情報では発語がないと聞いていましたので、不安はありましたが、受任させていただきました。

受任後は週1回、施設を訪問し、F・Gさんと面会を行いました。自分のところに来てくれる人がいるということ意識していただくために、毎週同じ曜日・同じ時刻に訪問しました。施設のz方がその曜日になると、「今日は、後見人さんが来てくれるね」と、F・Gさんに声かけをしてくださいました。

受任当初の意思表示は、良い時はうなずき、だめな時は首を振る、足で車椅子を「トントン」とたたくなど、YES、NOで答えて下さいます。文字を使って会話が出来ればコミュニケーションが出来ると思い、ノートに書いて伝えましたが、いっさい関心を示さず。そこで、ひらがな文字盤を使って、指差しをして頂くようにしましたが、文字盤自体を見ようともしられず、近くに持っていくと、手で払いのけられました。

6年たった現在でも、問いかけには、「うなずき」や「首を振る」などで意思表示をされます。

「穏やかな顔」、「なみだ顔」、時には「しかめ顔」と表情もいろいろですが、少しずつコミュニケーションは取れている様に思います。意思確認は課題として残っていますが、『つねにあなたのことを思っている人間がいる』という事を、表情などから、覚えてくださっているように思います。これからも、F・Gさんご本人の気持ちに寄り添い、少しでもご本人が喜び、快適な生活が出来るように、施設の方と相談しながら進めていきたいです。

○訪問時の様子

施設での催し開催時には、一緒に「ひな祭り」はひな壇を、「クリスマス会」はサンタさんを、「お花見会」は桜を見学し、また、ボランティアの方の歌やおどりも見たりしました。お花見弁当も美味しそうに食べられます。

食べることや歌が大好きなF・Gさん、ふつうの発語はないですが、施設内の庭を散歩する時は、2人で大きな声で歌います。歌になると、どういうわけか、しっかり歌詞を歌えています。不思議です。

令和2年2月より新型コロナウイルスが流行し、直接面会禁止やガラス窓越し面会と変化しましたが、概ね面会は出来ました。15分間という制限つきですが、月1回の訪問を続けました。施設に設置されていた携帯電話を通しての問いかけだけでは、なかなかコミュニケーションを取ることが難しいのですが、面会時には涙を流して喜んでくれる時もありました。

令和5年3月より、ようやく透明アクリル板越しで、直接話しかけることが出来るようになりました。F・Gさんの誕生日に面会した時、「誕生日おめでとう!」と手をたたき、ハッピーバースデーを歌ったところ、はっきりしない発語でしたが、一緒に歌ってくれました。



○一番の思い出

令和元年8月20日、介護タクシーを利用して、F・Gさん、他入所者とその後見人の方と4人で、「コメダ珈琲店」に出かけたことです。気分転換ができたのか、穏やかな表情で美味しそうにケーキを食べられ、喜んでいただきました。

F・Gさんと一緒に外出したいとずっと思っていたので、嬉しかったです。

監督人コメント

F・Gさんは、平成24年2月に尾張東部成年後見センター（当時）が受任した思い出深い方です。特別養護老人ホームに入所し、安定した生活を送ることが、

できるようになったため、あとは身上保護面で本人に関わってほしいということから、第1期の市民後見人バンク登録者の下川さんに引き継いで受任していただきました。

はじめはコミュニケーションをとるためにいろいろ工夫されていましたが、回を重ねるうちに面会に来てくれると、涙をこぼして喜ぶようになりました。下川さんの訪問を心待ちにされるようになったということです。

市民後見人の活動が始まってから6年。息の長い活動はこれからも続いていくと思われていますが、下川さん自身が楽しんで訪問していることが、何より素晴らしいと感じています。



『くろこ』で市民後見人の活動を紹介しています！

誌名の『くろこ』とは、歌舞伎や文楽で黒装束に黒頭巾を着用し役者の介添や舞台装置を操作する者（黒子）のことで、転じて「裏方に徹する者」を意味します。後見人はまさに本人を裏で支える役割があります。尾張東部圏域では毎年『くろこ』を発行しており、令和5年9月現在、第7号まで発行されています。

喫茶店でケーキセットをペロリ

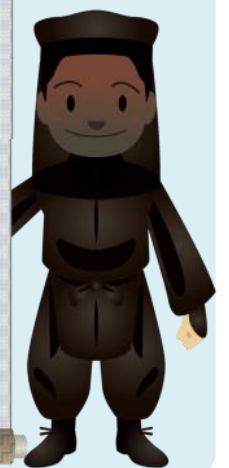


昨年8月に市民後見人と一緒に喫茶店にでかけられ、リラックスした楽しい時を過ごされました。

お二人ともケーキセットを注文され、ペロリと平らげられたそうです。

市民後見人は、「ご本人はコーヒーを飲むことが大好きなので、外出先に喫茶店はどうか」と考えられて、施設との日程調整や介護タクシーの手配など、必要な手続きをされました。

尾張東部圏域の市民後見人かわら版
くろこ（第4号より抜粋）



大変なことがたくさんあったが、今は全てが良い思い出

本人について

氏名：O・Tさん

性別：男性

年齢：80歳(受任時)

居所：公営住宅(瀬戸市)

既往歴：保佐、狭心症等の持病、要支援2

第1期市民後見人バンク登録者 鈴木 啓介

受任期間:4年3か月

(平成29年5月～令和3年8月)

O・Tさんとの出会いは平成29年4月20日の名古屋家庭裁判所での調査官面談の時であった。今でもその時のことを鮮明に覚えている。尾張東部成年後見センター(当時)から保佐人候補者としてのお話を頂いてからそれまでの間、どのような方を支援させていただくか気になるところであったが、とても穏やかそうな方で一安心した。

5月29日、初めての自宅訪問。既に支援をされている方たちとのサービス担当者会議から始まった。地域包括支援センター(以下、包括)の看護師の方が中心となって既に支援体制がほぼ整えられており、その一部を引き継ぐような形であったのでとても助かった。

毎週水曜日に訪問することになった。O・Tさんはお話し好きな方で、今の生活のことやこれまでのことをたくさんお話してくださった。

しかし、自宅への訪問、穏やかなやりとりは半年ほどで突如終わりを迎えた。

平成30年1月17日午後0時29分、瀬戸市消防本部救急隊から電話が入る。---現在尾張旭市内の病院に向けて搬送中。前日に転倒し動けなくなり、訪問したヘルパーにより発見され、119番通報があった。---とのこと。東京にいたため、監督人と包括の看護師の方に対応して頂く。入院にはならなかったが、自宅に戻ってもすぐに通常の生活ができない状況であったとのことでショートステイを手配して頂いた。夕方17時を過ぎていたが、入所を受け入れて頂いた施設と機転を利かして手配して頂いた両名には唯々感謝しなかった。

翌々日、ようやく本人とお会いすることができ、お元気そうで安堵した。ただ、身動きが取りづらそうで、やはり自宅へ帰ることは暫く難しい状況であった。

ショートステイの長期利用はO・Tさんの収支・資産状況では難しかったため、監督人が早速他の施設(小規模多機能型居宅介護事業所での宿泊利用)を探してくださり、2週間後、移ることになった。

宿泊中は隣にある喫茶店に歩いて連れて行ってくださるなど、施設職員がリハビリに取り組んで頂いたこともあり、徐々に杖をつけて歩けるようになっていたりして、在宅復帰に期待が持てそうであった。

しかし、お一人暮らしでの生活に戻るための回復までにはなかなか至らず、グループホームに移って回復を待つことになった。



8月21日にグループホームに移り、引き続き在宅復帰にお互い期待を持っていたが、いくつかの内臓疾患の発症などもあり断念することとなった。そのため、10月17日付で家庭裁判所からの居住用不動産処分の許可を得て、公営住宅を引き払うこととなった。冷蔵庫内の食品等は期限を見て随時処分をしていたが、その他の物は転倒時のままであったので家財の処分が必要となった。しかし、業者に処分費用を見積もってもらったところO・Tさんの資産状況では到底支払いをすることができない額であったため、O・Tさんの友人や監督人を始め支援者総出で処分した。O・Tさん不在中やその前後にも隣戸のHさんにも大変お世話になり、このときも人のつながりのありがたみを非常に感じていた。

要介護3となり、医療依存度も上がってきていたこともあったため、看護職員の配置がある特別養護老人ホームの申し込みを数か所行っていた。グループホームの値上げと特養の空きの時期が重なったため、令和元年12月18日、再度施設を移った。

残念であったのはその特養では看取り介護を行っておらず、O・Tさんの望む生活場所で最期を迎えたいという希望を叶えることができなかったため、引き続き他の特養も入所申込みを継続していた。そしてそのうちの1つであった長久手市内にある特養から空きが出たとの連絡を受け、令和2年6月8日に移った。O・Tさんも元々長久手市内に住んでいたため、喜んでおられた。



ちょうどその頃、新型コロナウイルス感染症が本格的に流行し始め、思うように面会ができなくなってしまった。以前からO・Tさんに、一緒に天ぷらそばを食べに行きたいとお話を頂いていたが、外出もままならず、辛抱が続いた。

私は保佐人であり、成年後見人ならすることができるいわゆる死後事務ができないことが気になっていた。O・Tさんには娘さんがいるものの、数十年来没交渉であったため、万が一O・Tさんが亡くなったときの葬儀や債務の支払いなどに不安を感じていた。そこで、死後事務委任契約をO・Tさんと結び、公正証書として残しておこうと考え、監督人に司法書士を紹介頂き、話を進めていた。しかしこのことも、施設の面会制限があったことでなかなか思うように進めることができずにいたところ、O・Tさんが入院することとなった。

令和3年7月27日、特養から連絡があり、熱発があって酸素飽和度も低いため病院受診をするとのことであった。私が病院に到着したとき、医師から脱水か栄養失調ではないかと話があったが、CT検査等の結果、誤嚥性肺炎とのことで入院することとなった。

病棟の入院受入れ準備中、O・Tさんと徐々にガラス越しでない会話をすることができた。その中で、センターから頂いていた「医療と葬儀・埋葬に関する希望」票に則って聞き取りをさせて頂いた。この聞き取りがO・Tさんとの最後の会話となるとは思ってもいなかった。

8月29日朝5時過ぎ、病院から電話。本人危篤とのこと。それまで、退院を前提に監督人と共に次の受入れ先を探していたりしていたので、その急変に大変驚いた。

初めて娘さんに電話をする。始めのうちは不審そうな口調であったが、すぐに状況を理解してくださり、最期に立ち会われないことなどを確認した。また、死後に発生する諸手続きや入院費の支払いなどについて委任を受けた。

監督人の援助の下、同日に通夜、翌日に葬儀を執り行い、その後、その他の死後事務も終了して監督人から娘さんに相続財産等の引き継ぎをして頂いた。

そして、思いもよらぬ娘さんからの手紙に、保佐人をして本当に良かったと思えた。

この活動記録を書くために受任時の記録「市民後見人業務日誌」を読み返したが、とても多くの方たちと関わり、支えて頂いたことに改めて気づく。大変なこともたくさんあったが、O・Tさんの人柄もあって、今は全てが良い思い出となっている。

○監督人コメント

鈴木さんの記録を読ませていただき、当時の様子が鮮明に思い出されました。鈴木さんが書かれているようにO・Tさんのお人柄は穏やかで、いつも感謝を口にされ、市民後見人が受任するにはぴったりだと思いました。

しかし、実際に受任してみると、在宅で暮らす方の保佐人というのはなかなか業務が多く、しかも金銭的に厳しい状況でしたので、鈴木さんをかなり悩ませてしまいました。でも鈴木さんだからできた保佐人だったと思います。

葬儀や火葬、死後の支払いなどの死後事務に関してぜひ、死後事務委任契約を締結しておきたかったと残念に思います。



Q

市民後見人（鈴木さん）の活動をどのように感じていましたか？

A

私は、何もかも、みな、やってもらって、この上嬉しいことは無いですわ。（O・Tさん）

A

本人の立場にたって支援者と共に歩む仲間になってくれて、本当に助かりました。鈴木さんが市民後見人として活動してくれることで、正直肩の荷が下りましたし、本人も喜んでいました。（地域包括支援センター）

市民後見人としての活動記録 — 1枚の名刺

本人について

氏名：S・Tさん

性別：男性

年齢：89歳(受任時)

居所：有料老人ホーム(尾張旭市)

既往歴：認知症、要介護2

第1期市民後見人バンク登録者 竹内 修謁

受任期間：4か月

(平成29年10月～平成30年2月)

○登記事項証明書

登記事項証明申請書を東京法務局に送付して2週間後に、東京法務局後見課に送付状況を確認する。ドキドキしながらの法務局への確認電話だったが、無事手元に届いた。

○管理物件預り

施設から管理物件を引き継ぐ。銀行通帳とキャッシュカード、各種カード、各種通知書(年金、税金、後期高齢者医療、介護保険、マイナンバー)など。その中に何故か『お寺の名刺』が入っていた。年金事務所からの扶養親族等申告書もあったので、「扶養親族なし」にて返信した。

○後見届出

各機関に後見届出を提出した。説明しやすい順をシミュレーションしてからの行動だった。

まず郵便局への転居届⇒大手銀行への後見届出⇒地銀への後見届出⇒年金事務所への後見人登録。最後に市役所(長寿課⇒保険課⇒税務課)の順で回った。地域包括支援センターにも挨拶をする。

企業年金にも加入しているので、忘れずに挨拶をした。

○昔の話

田舎育ちで、川でハゼ釣り、山で自然薯・キノコ・たけのこ採りをやっていた。

○施設での生活

転居したばかりの施設だったが、入居者と談笑してくつろいでいた。食事も十分に摂れ、市長申立ての案件だったが、良いタイミングでの対応だと思った。

○子供達との繋がり

子供は3人いるが、就任挨拶を兼ね今後のお付き合いに関し打診するも、“今後、いっさい関わりたくない”との返答。遺産も全員放棄の意向。

○職歴

職歴に関しては、本人の記憶とともに、年金事務所の職歴一覧で確認したところ、陶器の窯の火を調整する仕事から始まり、表面処理化学メーカーにて退職した。

高い技術力を伴う仕事であることを、楽しそうに説明してくれた。難しくてわからなかったけれども、こちらも楽しかった場面だった。

○医療

施設の訪問医が過剰医療の痛み止め注射、湿布を調整し、医療費の低減ができた。

○エンディングノート作成の着手

延命治療、お墓、遺産、親族への思いなどを、急がずゆっくりと聞きながら作成していった。

○妹さん

瀬戸の小学校の第1期生で、元妻とは同級生だった。元妻とは婿入りで家業を継いだ。話の中で、妹さんが“何とかしてくれると嬉しい”と漏らしていた。

○お兄さん

甲種合格で出兵し、満州に行くも消息不明。シベリアから帰還し、現地では自分より優先して帰すための係を任されていた。尊敬、信頼していると言っていた。本当に尊敬していた。

○兵隊

予科練を志願した。操縦なしの訓練だったが、生きて帰ってこれて幸いと話してくれた。

○入院

高熱にて入院し点滴を受ける。とろみ食になり回復に向かう。容態悪化し手術するも死亡した。できるだけ見舞いでかけ、安心できるように寄り添ったが残念だった。

○葬儀から納骨まで

葬儀は施設、監督人の意見を聞いて葬儀を進めた。火葬も監督人と相談しながら、無事終わらせることができた。火葬に必要な火葬許可証は、市役所に死亡届を提出し貰うことができる。なお、納骨は名刺にあったお寺が引き受けてくれた。

○管理物件引渡し

遺産相続人に引き渡す。銀行通帳とキャッシュカード、各種カードは解約済み、各種通知（年金、税金、後期高齢者医療、介護保険、マイナンバー、企業年金）、死亡通知、現金も引き渡す。

支払いは病院、施設、福祉用具、葬儀、火葬場、後見監督費用、家裁提出費用があり、現金の準備が必要となる。現金を事前に引き出し、現金管理出納帳を作成して管理した。

病院の支払いには、事前に限度額認定証を提出した。

◎最後に

尊敬していたお兄さんが遺産相続し、“何とかしてくれると嬉しい”妹さんが用意したお墓に入ることができた。お寺さんにつながったのは、1枚の名刺からだった。

監督人コメント

竹内さんには監督人としてのアドバイスはほとんどしていない気がします。竹内さんご自身で、S・Tさんへの聞き取りを進め、エンディングノートも自分で調べて作成していきました。税金の申告のやり直しも竹内さんが気付いて何年分か行いました。納骨に関しても、竹内さんが気付いたから本人の希望通りの納骨ができたものです。短い期間でしたが、後見人として本人のためにしっかり活動されました。

本当にこれからというところでお亡くなりになってしまいました。もう少し長くお付き合いしたかったですね。



エンディングの意向確認～「わたしのこれからについて」

尾張東部権利擁護支援センターは、エンディングの意向確認のツールとして、独自に『わたしのこれからについて』を作成しています。

さらに第3期市民後見人バンク登録者の松ヶ谷さんには、イラスト等を入れた、分かりやすい『わたしのこれからについて』を作成していただきました。

わたしのこれからについて

わたしは、この「わたしのこれからについて」表のように入力しています。

1. 医療についての希望

医療の希望について

1. 痛みや苦痛を減らすために、できる限りの治療をしてほしい。
2. 痛みや苦痛を減らすために、できる限りの治療をしてほしい。
3. 痛みや苦痛を減らすために、できる限りの治療をしてほしい。
4. 痛みや苦痛を減らすために、できる限りの治療をしてほしい。
5. その他（ ）

2. 葬儀・火葬の希望

葬儀・火葬の希望について

1. 葬儀・火葬の希望について
2. 葬儀・火葬の希望について
3. 葬儀・火葬の希望について
4. 葬儀・火葬の希望について
5. その他（ ）

3. 財産管理の希望

財産管理の希望について

1. 財産管理の希望について
2. 財産管理の希望について
3. 財産管理の希望について
4. 財産管理の希望について
5. その他（ ）

『わたしのこれからについて』

医療についての希望
痛みや苦痛について

薬は使いたくない

弱い薬で苦痛減らす

強い薬で苦痛減らす

例：後期高齢者医療

意思確認ができません

その他（ ）

イラスト入りの

『わたしのこれからについて』

A・Kさんに寄り添い、施設運営・終末期医療への疑問へと

本人について

氏名：A・Kさん

性別：男性

年齢：76歳(受任時)

居所：特別養護老人ホーム(日進市)

既往歴：要介護4、混合型認知症、前立腺肥大、胃癌疑い、車椅子移動

第1期市民後見人バンク登録者 橋野 玲子

受任期間：3年5か月

(平成29年3月～令和2年8月)



本人申し立てで尾張東部成年後見センター(当時)が後見人となり、5年を経て市民後見人がリレー受任。初めは、どんな日常を過ごしておられるのだろうと知りたくて、曜日や時間帯を変えながら週1回のペースで施設に通いました。

いつも車椅子で食堂におられるので、そちらに向かい、隣のテーブルのお婆さん2人が「あんだ、来たよ!来た!!」とAさんに知らせてくれるところから始まります。

ご本人はゆったりと「ああ、ありがとね、ご苦労さん」と。車椅子を押して談話室に移動し一緒にコーヒーを飲み、庭に出て花や木々を観察しながら散歩し、お地蔵様にお参りをしして遠くを走る電車に見入ります。

ロビーに戻り、新聞チラシを見ながら、「若い頃は車の運転はしていましたか」と聞くと、「うん?酸っぱいよ、、、」と。「メガネが無くて読めるんですか?目が良いですねエ」と言うと、「頭は悪いけどね、はっはっはー」。

とりとめのない話をし、良くご存知ですねえとか、私もやってみようかなあとか相槌を打つと、辻褄はさっぱり合わないのに、互いに噴き出して大笑い。

「そういう人には言ってもダメだからねえ」と、今日は勤めていた職場の話かなあと予想しながら、人間能力の不思議を考えます。

こんな風には楽しいとは予想しませんでした。人の役に立つとか、社会貢献しようとか、驕ってかんでいた自分が一番温まっていることを実感します。

施設の桜祭り行事が開催され、ご親族が遠くから会いに来られたことがありました。妹さんと甥御さんが、久しぶりで嬉しそうに懸命に話し掛けておられましたが、他人の様に素知らぬ顔でニコリともせず。後見人の私には返事をしたり話し掛けたりされるので、何だかバツが悪いようなこともありました。

訪問を重ねるうちに、30人の高齢者が食堂の同じテーブルで車椅子のまま互いに話もせず、1つのテレビを見ているという毎回同じ光景に、異様さを感じるようになりました。

他に、午前10時45分に訪問した時に何人もがエプロンをつけてじーっとしておられましたので、「昼食は何時からですか」と職員さんに聞くと「12時です」との明るい返答。

自宅で生活していたら、エプロンは食事の直前につけるのではないか、いやエプロンなどつけないかもしれないと、施設運営の現状に戸惑いを感じました。

1年後にケアプラン見直しの担当者会議に出席し、様々な気付きを率直に施設側に伝えました。

他人の目が入ることは相互に良い緊張感をもたらし、意見を述べる市民後見人は責任ある訪問者でなければと気合が入り、施設側は前向きな行動を起こしてくれました。

ボランティアさんを探してレクリエーションを充実させる事はできないかとの提案に対しては、話し相手ボラ・傾聴ボラ等、様々なボランティアさんに働き掛けて実現し、入所者の楽しみの充実を試みてくれました。

食事前のエプロンは30分～直前につけるように改善されましたし、職員研修が始まり言葉遣いも変わってきました。

何よりも、市民後見人の意見や提案を真っ直ぐに受け止め、入所者さんがより良く生活できる環境を共に作ろうと考えてもらえる姿勢は、未来があって明るい気持ちになりました。

もうひとつの課題は終末期の医療行為でした。

施設入所時の確認書には延命治療を全てやって欲しいと親族が希望していましたが、ご本人と接する程に、明るくさっぱりとして決断力や行動力があるご本人が、本当に延命治療を望まれるだろうかと考えるようになり、様々な場面で試してみました。

例えばオヤツを一緒に食べながら、「食べれなくなったら鼻から管を入れて牛乳を流してもらいますか」と聞いた時には、「やるよ、皆なやっとなで」と。

「息が苦しくなったら口から管を入れて酸素をしてもらいますか」と聞くと、「うん、やるよ。そういうことは体がえらいで出来なくなるけどね」と答えられました。

また別の日に同じ質問をすると、「そういうことは、しないわねえ」と。

1年に渡り何度も聞き取りをして、ご親族ともう一度終末期の医療について意見交換したいと考えていました。最終的には、食事が摂れなくなり胃癌疑いで入院。本人があまりにも暴れるので検査さえできず。

主治医に親族と市民後見人が呼ばれて病状説明・医療行為の希望について聞き取りがありました。

甥御さんも妹さんも「自分たち親族の顔も分からなくなってしまい、痛い思いをさせるのは可哀そうで、人工呼吸器をつけたり、心臓マッサージなどの心肺蘇生はやらない、延命のためだけの処置はしないで自然に逝かせたい」と希望されました。

告別式は甥御さんが喪主を務められ、市民後見人と監督人が参列。預かっていた全てを相続人の妹さんに返却しました。

○監督人コメント

センター受任していた方を橋野さんがリレー受任していただきました。

話は一方的で会話するのは難しい方でした。橋野さんが毎週訪問して、彼と大笑いしたという報告を聞き、とても驚きました。

また、施設に対する改善点の提案など福祉の現場で長くお勤めの橋野さんだからこその気づきだったと思います。その市民後見人の指摘を、施設も前向きに受け止め、改善していったことに施設の健全な姿勢を感じます。市民後見人の気づきが施設に入っている方の生活向上につながったと感じています。



にっこり笑ってくれました。

一人暮らしH・Kさんの支援は、地域包括支援センターから始まった

本人について

氏名：H・Kさん

性別：男性

年齢：85歳(受任時)

居所：特別養護老人ホーム(長久手市)

既往歴：要支援2、高次脳機能障害、慢性腎不全、多発性脳梗塞

第1期市民後見人バンク登録者 橋野 玲子

受任期間：5か月

(令和3年4月～令和3年9月)

○地域包括支援センターの職員としての関り

令和元年5月

独居で身寄りが無く、脳梗塞を発症して救急搬送され、病院から地域包括支援センターに相談があり支援開始。

預貯金は無く、収入は2ヶ月毎の年金が24万5千円。受給日に2万円を残して全額引き出し、家賃や光熱費は現金でコンビニ振込。自分が払う意思のあるもの以外は引き落としが出来ないようにしていた。

年金担保貸付けで借金をしており、介護保険料の特別徴収ができず介護保険料を滞納。介護保険サービスを受ける気は無いと言い張り、支払う意思はない。社会福祉協議会で貸付けを希望し、ようやく許可が下りた途端に高齢で大きな金額を借用するのが怖くなり取り下げ。

次は生活困窮の申し込みをし、聞き取り調査に対して「プライバシーに触れてくるな」と怒り出し、最後には「社協は何もやってくれない」と罵倒して関係を断った。

その次は市役所に困窮内容を訴え、「困っている市民がいるんだから何とかしろ」と窓口に行っては大声で訴えるようになった。

過去に配送業を自営しており車の運転には自信がある。左片麻痺で杖歩行ながら10年来の友人のA夫婦を同乗させて運転し、買い物・受診・食事に行き、その友人に実印・通帳・鍵・保険証などの大切な書類を預けていた。近隣住民からは、「足を引きずってやっこのことで車に乗り、もの凄い勢いで駐車場から出て行くから危なくて仕方ない、何とかして欲しい」と市役所や地域包括支援センターに訴えが続いていた。

令和2年5月

自宅で倒れたが重くて起こせないといふ夫婦から連絡があり訪問すると、食卓テーブルの下に倒れて自力で起き上がれずにいた。頭は打っておらず話はできるが、聞き取りにくい。左側の肋骨下部あたりが痛いといふも、受診は断固拒否。

その後、頻回に転倒しては自力で起き上がれずに電話が入り、その都度、包括職員で起き上がりを支援。それを繰り返すうちに呂律困難、左下肢の可動域低下、口角が下がり脳梗塞が再発。早期受診を促すも受診拒否。「何があっても良いからここにいる、自己責任でいい!!」と。宅配弁当・福祉用具・デイサービス・ヘルパー・訪問看護などを提案するも、「いくら掛かるんだ、、、、必要ない!!」そんなやり取りが毎日のように繰り返されて、、、、。

令和2年12月

左大腿転子部骨折し救急搬送。既往の慢性腎不全のために人工透析になる可能性を示唆されて手術を拒否。車椅子生活になり賃貸アパートを退去。入所施設を探す中で、介護保険料や入院費用など複数の未払金が判明。本人が返済したいと希望したため、施設契約・費用支払い・滞納金の返済代行を委任する方法を提示すると、成年後見制度利用を選択された。

尾張東部権利擁護支援センター長に改めて制度の説明をもらおうと、「俺は、そんなややこしい事だと思わず、もっと簡単に考えていた。そんなら金が掛かるだろう、、、、そんなことなら俺は出来んもんで、、、、俺はこの人に、何でも頼んどるもんで、橋野さんにやってもらいたい」と言われた。今まで包括支援センターの職員として関わっていた自分を候補者とするなら、成年後見制度を使ってもいいというのだ。

○市民後見人としての関り

市長申し立ての可能性を探るも、行政との話し合いの結果、本人が補助開始の申し立てをし、代理権・同意権の付与を申し立てることで進める事となった。候補者は市民後見人の橋野だった。

令和3年3月3日

家庭裁判所に申立書類一式送付。調査官が病院で本人面談。

令和3年4月21日

審判確定し、東京法務局に補助の登記事項証明書の申請。

「自分に何かあったら延命処置はしない」、「お墓は要らない」と本人から聞き取っていたが、死ぬ時の希望よりも生きている現在の納得を得る事ができないものかと、本人の生きる目的作りを補助人の活動目標として掲げた。

R3年6月19日 特別養護老人ホーム入所

毎日車椅子で事務所に行き、一人暮らしをしていた時の様にドリップコーヒーを淹れて美味しく飲んでいと報告あり。焼酎が飲みたいと本人から電話が入ったので施設に持参。流しそうめん行事の写真も楽しそうだった。

R3年8月3日

7月から食事が摂れなくなり、コロナ禍であったが面会が許され看護師・介護スタッフ・補助人で希望を聞き取った。一目見て痩せられたなあ実感。食べたいものはないか、会いたい人はいないか聞くと「食べたいものはない、会いたいのはあんたぐらいだ、、、」と補助人を指差された。



納骨した合同墓

R3年9月2日 死亡 喪主として告別式

市民後見人として「後見」と「補助」の2名の方の支援を経験した。補助人の活動は、全てが本人に了承してもらってから始まるので何倍も大変だった。しかし、本人自身から意思を聞けることは、一緒に目標を作り、達成感を共有できるという面白さがあった。保護したり庇護したりするのが権利擁護なのではなく、本人の生き方を尊重して本人の自己実現に向けた支援をする事が本来なのだと気付かされた。

そして何よりも、迷う時・分からない時に権利擁護支援センターが監督人として寄り添い相談に乗ってくれたことが、私の勇気と行動力に繋がった。

この方の力になりたいと真摯に行動した経緯は、生涯の温かい宝物になった。

監督人コメント

大変なケースを受任された橋野さんに、心から敬意を表します。H・Kさんが地域包括支援センターの手を離れた段階で、橋野さんが補助人として引き続き支援にあたったという形になりました。

H・Kさんにとっては、橋野さんがいてくれればどんな形でもよかったのです。橋野さんと何回か一緒に面会に伺いましたが、大変気難しい方という印象でした。

市民後見人の受任ケースを審議する会議で、このような困難なケースは市民後見人の受任ケースではないという意見も出ました。しかし、本人が橋野さんがいいと言っているし、橋野さんもやってみようと思っていているからお願いしようという結論になりました。

市民後見人が頑張っているのも、行政・包括なども一緒に考えてくれました。特養に入って生活も安定したので、長生きしてくれたらずいぶん穏やかなお気持ちになれたらろうにと、残念に思います。

94歳の高齢な紳士と向き合っ

本人について

氏名：K・Sさん

性別：男性

年齢：94歳(受任時)

居所：特別養護老人ホーム(長久手市)

既往歴：認知症、要介護5

第1期市民後見人バンク登録者 福居 智子

受任期間:7か月

(平成29年2月~平成29年9月)

① K・Sさんとの出会い

平成28年12月頃尾張東部成年後見センター(当時)より受任の依頼電話がありました。市民後見人養成研修を受けた時より、いつか受任をしたいと思っていました。いざ依頼の電話を受けると不安や迷いはありましたが、担当させていただくことにしました。

後日、センター職員同行で施設を訪問。K・Sさんは車椅子を自走し穏やかな表情がとても印象的でした。訪問は週1回程度で車椅子にて施設内や庭を移動しながら、若い頃の仕事の話や子供さんの話、季節の移り変わりなどを、にこやかに話していただきました。

② 後見人の迷い

K・Sさんは94歳の高齢と認知症により、身体機能の低下が進行。受任決定前にも入院されました。その後も食欲低下による低栄養や脱水症などで入院。入院中は点滴や酸素吸入を受けられK・Sさんの苦痛も強かったと思います。そんな時監督人より「点滴以外の治療もなくベッドで横になっていると体力が低下するだけなので、病院の許可があれば医療行為ができる有料老人ホームを探すのもいいよ。」というアドバイスを受け、デイサービスや訪問看護・訪問介護のある有料老人ホームを探し、入所の許可をいただいた日にK・Sさんは病院で他界されました。

入院中、監督人より「万が一」の時の準備をしておくといわれました。後日実妹さんの指定の葬儀所において、実妹さんと監督人同席で葬儀や納骨の相談をしました。まだ早いのでは?と思っていましたが、事前に相談したことで実妹さんの経済的な悩みの解消や納骨もスムーズに行えました。

③ K・Sさんの意思決定支援

入院中はK・Sさんを見守ることしかできず、K・Sさんが両手を合わせ祈るようにされる姿を見るのは辛かったです。

K・Sさんは受任時に入所していた施設の生活をとても楽しんでいて、退院時には施設戻れることを喜んでいました。

「K・Sさんの意思は施設で生活すること」だったと思います。成年後見人として認知症に関係なくしっかり本人の意思を確認し、代弁していくことの大切さを痛感しました。

監督人コメント

平成26年10月に尾張東部成年後見センター(当時)が後見人となり、福居さんへリレーしました。医療行為が必要になり、もとの施設には戻れず、家族が病院への入院を希望したため、このような最期になったわけですが、後見人としては非常に苦しいところだったと思います。

監督人としても、もっと早く医療行為のできる有料老人ホームへの入所を提案すべきだったと反省しています。



口数の少ないシャイなS・Sさん

本人について

氏名：S・Sさん

性別：男性

年齢：88歳(受任時)

居所：有料老人ホーム(瀬戸市)

既往症：糖尿病、脳梗塞、認知症

第1期市民後見人バンク登録者 福居 智子

受任期間：11か月

(平成30年1月～平成30年12月)

◎ S・Sさんとの出会

平成29年12月尾張東部成年後見センター(当時)より受任の依頼電話がありました。市内の施設でもあったので担当させていただくことにしました。平成29年12月末頃センター職員と共に有料老人ホームへ訪問。訪問時施設の看護師さんも同席されました。S・Sさんはベッド上で布団を頭からかぶり眠そうな様子で会話はできませんでした。

初回面会時に施設側より「系列の別施設に変わるかもしれませんが」と話があったので、成年後見人の申立て中なので「変更するときは市役所に相談して下さい」とお願いしておきましたが、連絡されないまま系列の別施設に居所が変更されてしまいました。

受任後の面会は、初めての施設で初対面に近い状況でした。S・Sさんは車いすに座り下を向いてばかりで顔を見ることはできませんでした。

その後週1回程度の訪問を重ねるうち看護師さんから「S・Sさんが私の訪問を楽しみにされてます。」と教えていただいたので、S・Sさんに聞くと「ほんのり笑顔」になられたことはとてもうれしかったです。無口で話かけないと会話にならないシャイなS・Sさんです。

◎ 後見人の迷い

S・Sさんは他府県出身で感情表現が少なく、もの静かな方でした。訪問を始めて2~3回目の時「この先万が一の時どうしてほしいですか?延命治療は希望されますか?」など施設の看護師さんも同席して聞きました。S・Sさんは普段から痛いことは嫌い、ということで「痛いことはされたくない」、「胃に穴も開けたくない」、「延命も望まない」とはっきり意思表示されました。

聞きにくい事ではありますが、S・Sさんの意思を尊重するため大事なことだと思い、聞き取りました。

◎ 入所施設とのかかわり

成年後見人の申立て中に転居された理由として、「当初入所していた施設は建物が大きく広すぎるため、他の入居者との関わりが取りづらい。現施設は民家を利用し家庭的で他の入居者と関わりやすいため、S・Sさんに合うと思ったから」と説明を受け、納得しました。

緊急搬送時に施設の看護師さんと一緒にS・Sさんが延命治療を希望しない旨をドクターへ訴えられたことも、とても心強かったです。施設の協力に感謝しております。

監督人コメント

あまり自分の意思を表さない方でしたが、福居さんは訪問しながら上手に関わってくださいました。

終末の聞き取りも、医師に本人の思いを伝えるのに役立ってよかったと思います。本人は故郷に帰りたがっていたそうです。最後に福居さんの手で故郷の娘さんのもとにお遺骨を送っていただきました。きっと本人は安心されたと思います。



市民後見人の活動で感じたこと

本人について

氏名：M・Eさん

性別：女性

年齢：76歳（受任時）

居所：特別養護老人ホーム（瀬戸市）

既往歴：パーキンソン病、レビー小体型認知症、高血圧、起立性低血圧、多発性脳梗塞

第1期市民後見人バンク登録者 細江 あけみ

受任期間：1年1か月

（平成29年8月～平成30年9月）

*出会い

市長申し立ての新規スタートでした。尾張東部後見センター（当時）からの引継ぎではないし、不動産も所有されていて、私は仕事もしていましたので本当に出来るのか不安でした。最初は私の体力勝負でした（笑）。月曜日から金曜日は仕事。土曜日は施設訪問。日曜日は家事。意思疎通もなかなか出来なくて、私が一方的に声掛けをしていましたが、少しずつ顔に表情が出たり、かすかに“ありがとう”と言われたりして、私のことを認めていただけたようで不安は無くなり、受任して良かったと思いました。

*後見人としての役割

研修の時は、受任後にご本人さんの死亡で親族の方に財産を引き継いで終了するイメージをしていましたが、実際は違いました。

私の場合は、配偶者が亡くなり遺産分割の手続きが必要になり、何もわからず想像することも出来ず不安でしたが、弁護士さんが入るので大丈夫と言われ、安心しました。

しかし、弁護士さんが入ったことで私は違和感を覚え、書類に押印することが出来ませんでした。権利擁護は理解できますが、それは本人が望むことなのか？本人の思いが聴けない場合は何が正しいかは判断が難しいと思いました。

*今後の課題

本人の意思決定が出来ない時は、何が権利擁護になるのか、何を望むであろうかを、一人の市民後見人だけで判断するのではなく、固定観念でもなく柔軟に同じ目線で複数の立場で話し合い、より良い判断をすることが大切だと思います。

監督人コメント

細江さんは優しくニコニコして訪問のたびに声をかけられたので、ご本人も「ありがとう」とあいさつしてくれるようになりました。

しかし、配偶者の死亡により相続が発生し、遺産分割をしなくてはならない状況になりました。市民後見人は相続などの法的課題がないケースを受任していただくことになっています。この遺産相続に関しては弁護士に委任して進める内容でしたが、その委任を市民後見人がすることは大変な負担だったため、残念ながら細江さんは辞任し監督人であったセンターが後を引き継ぎました。

ご本人は細江さんの訪問を楽しみにされていたろうなあと思うと、とても残念でした。



想像していた活動と実際は大違い？

本人について

氏名：I・Kさん

性別：男性

年齢：71歳(受任時)

居所：有料老人ホーム(日進市)

既往歴：統合失調症と軽い認知症、趣味・カラオケ？

第1期市民後見人バンク登録者 三塩 仁美

受任期間:2年8か月

(平成29年3月~令和元年11月)

尾張東部成年後見センター(当時)から受任しないか?と打診を受けた2人目の人でした。お一人目の方はベッドで寝たきりの状態で顔合わせして声を聞き取るのもやっとの感じでしたが、程なく話す事さえ困難になられて受任は立ち消え。

その後I・Kさんの受任はどうかと聞かれ、正直また男性?と思いましたが、長い研修を終えバンク登録したのだから誰かを受けたい気持ちが強くあり、御老人だし身寄りもないなら訪問者も無く寂しいだろうなあと、意を決して受けることを決めました。

想像と違う(1)

面会時の場所、I・Kさんの施設はアパートタイプなので食事とレクリエーション以外は基本的に2人部屋の個室、そこで話す訳にはいかず、アパートと別棟の施設事務所の中のテーブルでお話しをしました。当然話しは全て筒抜けです。緊張しました。

想像と違う(2)

私はI・Kさんの為と、「何かしたい事や欲しい物はありますか、少しくらいのお金はありますよ」と時々聞いていました。それがI・Kさんに良くありませんでした。施設の人に「俺の金を出せ!」と暴言を吐かれたそうです。

私の前では、いえ施設以外の人にはいつもとても愛想が良いのに、施設の他の利用者さんとも言い争ったり、一人で勝手に外に出掛けてしまったり、I・Kさんの知らない面が次々と発覚。

センターは、なんで私に受任させたのか?「男性を付けた方が良かったと思う」と最後まで何度も言っていました。施設の庭の草むしりをしたり小さな花壇を作っている一方で、私には「通っていたスナックに行きたい。若い姉ちゃんに会いたい。だからお金をくれ」とばかり言われ、辟易しました。

そんな時、月に1回数人の同窓生と喫茶店でお喋りをするのに、移動支援を請け負ってくれていたNPOの代表が、「あら、スナック行って飲みたいなんて凄い!生きてる証!生命力よ」と笑顔で言われ、私はハッと目から鱗が落ちました。

そして実現に向け監督人に相談し、スナックも下見に行き、市役所の男性職員にも時間外の協力をして頂く事になりました。勿論ノンアルコールビール1杯で短時間でした。その日を指折り数えて楽しみにしていたI・Kさんでした。楽しかったそうですが、その後スナックに行きたいと言われなくなり、少し大人しくなられ、私も肩の荷が下りました。

想像と違う(3)

いつもI・Kさんとの話しを事務所内で聞かれていた面会でしたが、何かのときに副施設長が私に「家族でもないのにあなたに何が分かるの!？」と強く言われ面喰らいました。その通りなので特に反論もしませんでしたが、「市民後見人に対する理解が無いんだなあ」と感じました。

その後、面会を続けているうちに少しずつ後見人活動に対する理解と協力を得られるようになっていったのは嬉しかったです。

想像と違う(4)

市民後見人が扱う通帳は多分どの事例でも残高が少ないと思いますが、I・Kさんの通帳も残高はごく僅か。なのに通帳に〇〇代と記入してとか項目ごとに金額を分けて出してくださいとお願いしていたら、受付の若い女性が段々冷たい対応になってきて、数ヶ月後とうとう顔は能面のような冷たい微笑みで3つの空になった現金を置く皿をバン!バン!バン!とカウンターに叩き付けて重ねたのです。

こんな少額の取り引きに合算もせず面倒くさい事をさせて!という怒りなのでしょう。支店長さんはとても理解がありましたが、社員教育はなされてなかったのですね、私は私的にその銀行は使わない事にしました。そして貴重な世間勉強をさせて頂いたことに感謝しました。

想像と違う(5)

受任して5ヶ月後に私が目に怪我をして1ヶ月入院し、約2ヶ月の間センターの方々にフォローして頂きました。とても申し訳ない気持ちでした。

その後、I・Kさんがいつも気にしていたお墓参り、I家のお墓をどうするのか問題では、監督人が連れて行ってくださったお寺と私のスマホのI家のお墓の写真と御住職の記憶の偶然の繋がり、I家の菩提寺がそこだと判明! I・Kさんはその場でお寺の御住職に数珠を頂き、お経をスラスラ唱え、あれよあれよと御先祖の供養が出来てとても安心されたように感じました。

今でも奇跡に立ち会った気がします。その後、I・Kさんは認知症が進み、発熱して入院した時に暴れたり、入居していた施設の閉鎖で引っ越しを余儀なくされたり、5市町を跨ぐ色々な手続きに走り回りました。

そして同じ時期に私の実母と主人も次々と入院、そんな状態の中、私の家族の不幸が起き、とても通常の状態ではいられず(特に数字を伴う報告書作成と車の運転が一番の負担に感じられ)、とうとうI・Kさんの後見人を辞める決断をし、他の人に引き継ぎました。

センターの皆様にもI・Kさんにもご迷惑をお掛けしました。数年後、I・Kさんは亡くなられ、親族無し・同窓生がお一人・私の後を引き継いだ市民後見人と監督人でキッチンと葬儀をして頂き、私も参列させて頂きました。ずっと飲みたかったであろうビールの缶を1本お供えました。I・Kさん、お父さんお母さん弟さんと仲良くしてますか?もう寂しくありませんね…合掌。

※たとえ私を覚えていなくても、いつか私が所属するウクレレバンドでI・Kさんのいる施設にもボランティア演奏に行き、一緒に歌ってもらおうと思っていました。コロナ禍になっていなければ行っていたのに…。

〇監督人コメント

三塩さん、本当にご苦勞をおかけしました。今回書いていただいた「想像と違う」は誰にもあることだと思いますが、正直に書いてくださりありがとうございます。

それにしても、スナックに行けたのは本当にすごいなあと思います。三塩さんの活動があればこそ実現できたことです。本人は三塩さんのことをよく覚えていましたし、感謝していました。

葬儀には一緒に参列し、缶ビールまでお供えして下さり、本人はどれほどうれしかっただろうと思いました。



ずっと気にしていたお墓参り

カードでメッセージを伝え続けて

本人について

氏名：Y・Aさん

性別：女性

年齢：81歳(受任時)

居所：有料老人ホーム(尾張旭市)

既往歴：認知症、要介護2

第2期市民後見人バンク登録者 浅井 節子

受任期間:3年6か月

令和2年2月～令和5年8月



令和2年2月中旬、尾張東部権利擁護支援センターから受任のお話があり、出来るかどうか不安がありましたが、今まで担当されていたセンター職員と一緒に事前面談のため施設訪問をして、Y・Aさんとお会いしました。

笑顔で話をして下さり、私の名刺が欲しいと言われて名刺を渡しました。その時受任させてもらおうと決めました。

審判が下りてからセンター職員と3人で施設訪問をして、Y・Aさんと施設長に挨拶をしました。1回目の面談の時、面談室に掲示してあるレクリエーション等の写真を楽しそうに説明をして下さり、話好きな方だなと思いました。

しかし1週間後には、コロナの影響で面談が出来なくなっていました。時々施設訪問しますが、領収書や施設だより等をもって本人の様子を聞くことしか出来ません。1年半の間、面談が出来なかったため、季節の挨拶、誕生日カード、クリスマスカード、年賀状等を書いて本人に渡してもらいましたが、その後認知症の進行とみられる症状が現れました。

令和3年8月に、月3回位施設でオンライン面談が出来るようになりました。

その後アクリルパネル越しに面談が可能になりました。面談の時にも私の名前と一言を書いて渡すようにしていたら、私の名前も覚えてもらえました。機嫌の良い時は、小さい頃の母親の事や兄弟の事を嬉しそうに話してくれました。また、「あなたは森林公園の下の方に住んでいる人ね、私の息子は森林公園の上の方に住んでいるよ、どうしているかねー」と、時々話してくれました。

息子さんは知的障害があり、残念ですが一人で面会に来ることは困難でしたので、一度、息子さんの支援者に動画を写してもらい、施設で見ってもらうようお願いしました。

歌が好きで、「子守唄を歌って欲しいわ」と言うと、子守唄を何度も繰り返し歌って下さいます。私も一緒に歌うようにしました。



令和4年2月にコロナに感染して個室隔離となりました。施設でコロナクラスターも発生。その1か月後に運動不足も重なって、ベッドから落ちて大腿骨骨折となり20日間入院されました。

退院後、施設には機能訓練指導員がいてリハビリができ、集団体操もしているので対応は良いと感じました。介護士さんも明るい人が多く、安心できました。その後は車椅子生活となり、認知症も進み、要介護2から4に変わりました。面談はアクリルパネル越し、パソコンを使用したオンライン面談（施設内）、スマホを使用したライン面談（自宅）と何度も変わりました。面談の度、だんだん表情が少なくなり、衰えていくので心配でした。

令和5年3月、骨折後の1年健診に弟さんと連絡が取れてY・Aさんと病院で会う事が出来ました。短時間でしたが、私も今後の事が話し合えて良かったです。

同月中頃、朝食後に急に意識が無くなり愛知医大病院に緊急搬送されましたが、飲み薬の効き過ぎかもしれないと言われ、無事で済みました。

その後4月から施設でパネル越しの面談が出来るようになりましたが、急激に体力も認知機能も衰えました。表情が無くなり、私の呼びかけにも反応が少なくなりました。大好きな歌も、一部分の繰り返ししか歌えなくなりました。

受任してからY・Aさんの個室には最初の1回しか入室出来ていないので、部屋での様子は分かりませんが、何人かいる介護士さんには良くしてもらっている様子が分かりました。

令和5年7月、施設より息子さんと合わせてあげてはどうかとの提案があり、介護タクシーを利用して自宅で5年ぶりに親子面談が出来ました。息子さんは支援者と同席。ケーキを用意してくれて、Y・Aさんが食べるのを喜んでくれました。言葉は交わせなかったものの、良い時間が過ごせました。その時に撮った写真を息子さんにお渡しました。

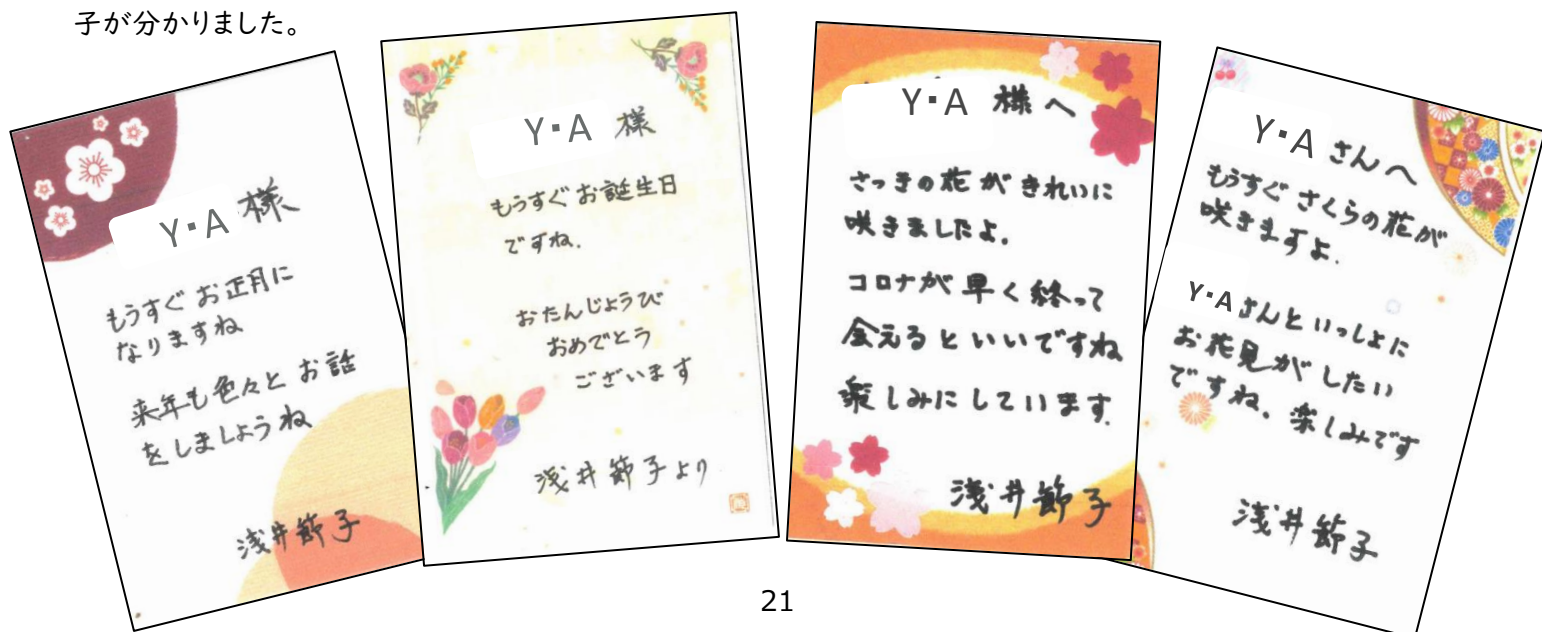
しかし、8月中旬に急に弱り、28日の早朝に亡くされました。息子さんは1か月前にY・Aさんに会えて、母の死を素直に受け入れる事が出来、葬儀も喪主として立派に出来て良かったです。

監督人コメント

平成29年5月に尾張東部成年後見センター（当時）が後見人となり、生活が落ち着いたところで、浅井さんへリレーしました。しかし、コロナ感染予防のため、直接面会ができなくなり、浅井さんの活動はずいぶん支障をきたしたように感じています。浅井さんの短い手書きのカードや手紙は、とても喜ばれました。お正月には、お返事までいただいた年もあります。お部屋において眺めてくれたものと思われます。

認知症の進行は徐々にY・Aさんの様子を変えていきました。反応が少なくなっても、浅井さんは、あきらめずに声をかけ続けていました。Y・Aさんは浅井さんに最後まで見守られて、心強かったに違いありません。

浅井さんがご本人へ送られた年賀状や絵手紙



親族と共に見送りを終えて

本人について

氏名：K・Iさん

性別：女性

年齢：85歳（受任時）

居所：グループホーム（瀬戸市）

既往歴：認知症、要介護5



第2期市民後見人バンク登録者 垣内 鈴恵
受任期間：1年7か月
（令和3年5月～令和4年12月）

OK・Iさんとの出会い

令和3年3月下旬、尾張東部権利擁護支援センターより「垣内さんに受任をお願いできないか？」とお電話がありました。自分で大丈夫だろうかという不安はありましたが、センターの方達のご指導がいただければと思い、「はい、受任します。」と返事をしました。そして、センター職員と共に施設を訪問し、K・Iさんと初めてお会いしました。ご本人のお姉さん、姪御さんも同席して下さり、和やかな雰囲気にもホッとしました。K・Iさんは囁くような小声で一人言を言ってみえますが、こちらからの話しかけの応答はできませんでした。ゆっくりと時間をかけて、お互いの気持ちを通い合わせるように努力しようと思いました。

○後見人の迷い

コロナ禍で思うようにK・Iさんとの面会ができませんでした。施設のケアマネジャーさんと連絡を密にし、K・Iさんの体調や日常の様子をメールや電話等で確認していました。

時々、面会できる日に小声で話されるK・Iさんに笑顔で「うん、そうだね」と頷くと、少しうれしそうな表情をされます。残念なのは、話してみえる事が会話として聞きとれず、なかなか思いを通わせるのが難しかった事です。でも、寒い日にK・Iさんの手をさすりながら「手、温かいね～」と言うと、小声で「温かい…」と頷かれた時は、うれしかったです。

○突然の逝去と見送り

日中、自室のベッドで寝入ってしまわれる事が多くなり、以前の様に面会できない事がとても残念でした。

令和4年12月初旬、夜に施設のケアマネジャーさんから、K・Iさんが亡くなられたとの連絡がありました。

突然の事でおどろきましたが、取り急ぎ施設へ駆けつけました。寝入ってみえるような安らかな顔でした。「老衰」の診断でした。

通夜と葬儀は、初面談の時に同席して下さった姪御さんが喪主となってくださいました。相続財産もこの姪御さんに引継ぎましたところ、丁寧な感謝の言葉をいただき、とてもありがたかったです。

○後見人活動について

K・Iさんとの出会いと別れに多くの学びを頂きました。市民後見人養成研修の際の知識や、それを活用するための知恵。そして活動を通じて出会った方達とのご縁は素晴らしい宝物になっています。けれど、まだ成年後見制度の認知度が低い事が残念です。これから多くの人達に後見人の活動を広く伝えていく努力を続けていきます。

監督人コメント

垣内さんはとにかく明るくて元気です。「わたしには何も資格はありません。」というのが垣内さんの口癖ですが、垣内さんは二人の親を自宅で看取ったという貴重な体験をお持ちです。

面会時に手をさすり、「温かいね」と言えるのは、その体験があったからだと思います。姪御さんに引継ぎをした際に市民後見人の活動についてお話したところ、しきりに感心されて、「こんないいことをしているのに知らなかった。これからはほかの人にも伝えていくわね」と言っていただきました。垣内さんのお人柄で、ますます仲間が増えていく感じがします。

♪瀬戸の花嫁♪に込めた思いは

本人について

氏名：I・Kさん

性別：男性

年齢：74歳(受任時)

居住：特別養護老人ホーム(長久手市)

既往歴：統合失調症、認知症、要介護4

第2期市民後見人バンク登録者 加藤 優美子

受任期間：1年1か月

(令和元年11月～令和2年12月)

○I・Kさんとの出会い

平成28年(2016年)に尾張東部成年後見センター(当時)がI・Kさんの後見を開始、諸問題を解決後に辞任、同時に市民後見人のMさんが選任されました。その後Mさんは家庭の事情により令和元年(2019)に辞任されることになったので、私が引き継ぎました。

Mさんが担当された当初、I・Kさんは喫茶店で友人と会うなどの希望を語り実現されていましたが、認知症が進行し病院への入退院、入所施設の変更などを繰り返すうちにADLが低下し、私が引き継いだ時にはあまり言葉を発せられない状態になっていました。

○訪問の様子

令和元年(2019)11月に受任して、翌年2月に新型コロナウイルス感染症予防のため面会禁止になるまでは、ほぼ毎週訪問しました。コーヒーがお好きと聞いたので、施設内の喫茶コーナーで特に話すこともなく20分ほどを過ごしたりしましたが、季節の花に刺激されて思い出をポツリと話されることもありました。

7回目の訪問時に、初めて小さい声で「カトウ」と言われた時はとても嬉しかったことを覚えています。その日は家族の思い出を短い言葉で話されるのを聞いて、最後にお好きな「瀬戸の花嫁」を一緒に歌ってお別れしました。

コロナ禍になってからは、①着替えなどの届け物の機会を利用してスタッフから様子を聞く、②届け物が無い週は電話で様子を聞く、③窓越し面会が可能になってからはハイタッチなどをして姿を確かめました。

I・Kさんが楽しみにしていた歌声喫茶などの行事はなくなり、歩行は不安定になり、残っていた活気のようなものが薄れていくようで心配でした。

そうした中でも、I・Kさんは食事を完食されており、理由を聞くと「健康のため」と答えられるので努力されていると分かりました。

○実現できてよかったこと

前任者から引き継いだI・Kさんの終末期の医療や葬儀などの希望と所有していた山林の処理について、再度意思を聞き取るため、監督人と一緒に面会しました。

その過程で2人の幼馴染と連絡がとれて面会にも来ていただきました。本人は覚えていないようでしたが、表情は穏やかでした。幼馴染の話から、友達に優しく、やんちゃだけど粋でユーモアもあった方だと分かりました。

また、本人は両親のために建てたお墓の墓じまいを気にかけておられました。特別養護老人ホームに移動したことで毎月の収支に余裕ができたので、墓じまい費用と本人の葬儀費用を貯金から出せたことは良かったと思いました。



○悔いの残ること

令和2年12月(2020年)、I・Kさんは持病が悪化したのか尿が出なくなったので、施設で尿道カテーテルが入れられました。それが不快なため自分で抜いて出血、救急搬送が繰り返されそうになりました。施設では身体拘束ができないので、施設から一般病院への入院を打診しましたが、コロナ禍の影響かどこも断られ、結局入院歴のある精神科病院に保護入院となりました。診察には施設スタッフが立ち会い、監督人と私は病院の手違いで診察に立ち会えないまま入院の説明を受けて署名をしました。

帰宅してから病院スタッフの説明を思い返すと、そこは精神専門で内科はないので尿道カテーテルを抜かないように身体拘束を行う、介護拒否や暴言が落ち着いたら抜くことを検討するとのこと。私としては、認知症のため本人が抜かないようにするのは難しいので内科受診をして尿閉の原因を治療して抜くのが先ではないか、と思えました。それで入院2日目に監督人に相談して、病院に連絡してその提携先の内科受診を早めてもらえるように依頼しました。ところが転院を希望しているとねじれて伝わったようで、主治医に誤解されてしまいました。

入院3日目に発熱、4日目の朝には、「酸素吸入を開始したが数日後には亡くなる可能性が高い」との連絡を病院から受けました。土曜日(センター定休日)だったのでセンター長に報告したところ、すぐに説明を聞きにいこうということになり病院に連絡しました。病院の返事は、「家族ならすぐに来てもらうし説明する、後見人には説明したので今日は来なくてよい、任せてもらいたい」とのことでした。そして、その昼過ぎに亡くなったとの連絡が入りました。死亡届にある死因は肺炎による呼吸器不全、心不全、でした。

後日、関係者から、本人は介護拒否や大声を出すので病室が変わった、拘束されていない足をどンドンさせながら「瀬戸の花嫁」を歌っていた、との話を伝え聞きました。

「瀬戸の花嫁」は施設でもよく歌われていたお気に入り、歌った後はご機嫌がよかったものですが、この時はどういう思いで歌われていたのか、今も想像すると胸が痛みます。

尿閉から亡くなるまでの6日間に私ができたことは通院同行と入院手続きであり、次に起こることの予測は何もできませんでした。どうすることが適切だったのか、今も答えをもっていません。

○市民後見人の活動をして

I・Kさんのことでは、医療に関わることも本人に代わって説明を聞いて理解したいと思いますが、それがうまくできない、かみ合わない、どうすればよいのか分からないというもどかしさを強く感じました。命に関わることなので、突破していく知恵や知識が必要だと思えます。

一方で、認知症になって身寄りがなくても、自分らしく暮らしていくのに成年後見制度は役立つことを実感しました。市民後見人の養成研修で学んだ本人の意思決定を支援する考え方は、生活のあらゆる場面で実践していきたいものです。自分が住んでいる地域でできることを進めていきたいと思えます。

○監督人コメント

I・Kさんは身内の方がすべてお亡くなりになってしまい、成年後見制度を使って第三者が支援するしかない状況の方でした。センター受任から市民後見人のMさん、加藤さんと支援が引き継がれていき、加藤さんは、最後に関わる役割になったわけです。加藤さんが担当したときにはかなりADLが下がっていましたが、スマホで曲を流し「瀬戸の花嫁」を一緒に歌うことができた時間は、I・Kさんにとって楽しい時間だったに違いありません。

最期は精神科病院でお亡くなりになったのですが、ほかに方法はなかったのかと監督人としても悩ましく思い出されます。

人を励ましてくれる素敵なAさん

本人について

氏名：A・Kさん

性別：女性

年齢：85歳（受任時）

居所：有料老人ホーム（東郷町）

既往歴：認知症、慢性腎不全、糖尿病腎症、要介護5

第2期市民後見人バンク登録者 加藤 優美子

受任期間：6か月

（令和3年9月～令和4年3月）

OA・Kさんとの出会い

平成27年(2015)にセンターがA・Kさんの保佐を開始、令和3年(2021)にA・Kさんは認知症が進行して後見類型になったものの施設で穏やかに生活されていたので、成年後見人はセンターから私に引き継がれました。前任者に伴われて初めてお会いした時から、両親との思い出を力のある声で語られ、それが自己紹介にもなりユーモアもありました。車イスで自走される姿は颯爽としていました。

○短期間に体調悪化、後見活動の様子

体調が安定していたA・Kさんでしたが、受任1か月後の10月に施設内で転倒し、胸痛と発熱のため3か月かかりつけの病院に入院しました。コロナ禍の面会制限のため、私は10日に1度病棟に電話をして、A・Kさんの様子を聞くようにしました。年末に面会できた時は、長いベッド生活で座る姿勢が崩れがちでしたが、快活に迎え入れてくださいました。

A・Kさんは糖尿病腎症のため血液透析をかかりつけの病院で週2回受けていました。退院後は施設から透析に通っていましたが、透析中にシャントが詰まったため専門クリニックに緊急受診することになりました。後見人に連絡がありましたのですぐに通院同行のため出向きました。

翌年2月にまた施設内で転倒して別の病院に救急搬送され、大腿部転子部骨折のため手術し、約2週間入院しました。退院後は施設のベッドを低床にするなどの対策をとりました。本人には骨折した記憶がなく、車イスは自走から介助になっていましたが、要介護度は5から4に下がりました。

受けられるサービスが減るのは状況に合わないと思います、ケアマネの方と相談することにしました。

3月、透析中にまたシャントが詰まったとの連絡を受けて専門クリニックに緊急受診のため同行し、その手術中に血圧が低下したため救急車で執刀医とともにかかりつけ病院に向かい一旦入院、しかしシャントの詰まりを手術で除去しなくてはならないので翌日には手術できる病院に転院しました。手術としては成功したものの、透析終了後に容体が急変し未明に逝去されました。

短期間にA・Kさんの体調が悪化したため、後見人としては6カ月で3つの病院、4回の入退院支援、緊急搬送時の同行・手続き支援など、病院関係の活動が多くなりました。

○思い出

介護タクシーで施設とクリニックを往復する2時間は、緊急時でなければ、A・Kさんと面談する良い機会になっていました。A・Kさんは裁縫が得意でおしゃれな洋服がお似合いでした。車窓の風景を見ながら雑談しているとふっと歌を口ずさまれるので、すかさず私はスマホで画面を出して応援します。唱歌の「かかし」を歌い終えると子どもの頃の可笑しかった思い出を、予科練の歌の時は出征時のお父さんの姿を思い出して涙ぐまれていました。

亡くなる前々日、病院スタッフがA・Kさんのベッドを囲んで入院の説明を始めた時のこと。医師の話は難しいのでスタッフがかみ砕いて言い換えると、Aさんがニコニコして若い人の仕事ぶりをほめるのでわっと歓声が上がりました。人が好きで励まして場を明るくするA・Kさんは素敵でした。

○不安だった経済面

生活保護を受けていたので経済面での余裕はありませんでした。専門クリニックへの介護タクシーの利用が増えたこと、施設で夜間オムツ交換などのケアを手厚くすることから自費負担が増えていきました。入院費と施設利用料のダブル支出も苦しく、支出を抑えるために施設の協力をいただけないか、監督人と相談に行くこともありました。順番待ちをしている特別養護老人ホームに早く入居できないか問い合わせてもらったこともしました。わずかな貯えの底が見えてくるようでした。

○身体拘束のジレンマ

A・Kさんは歩行が不安定でしたが、認知症のために立ったり歩いたりしようとするので、ベッドでの拘束が求められました。おむつの中の便を触る行為にはミトンやツナギの着用を求められました。後見人には同意のサインが求められます。本人はいやだろうし身体機能も落ちてしまう、しかし生命の安全は守られるのではないか、きめ細かいケアやサービスを求めるには費用がかかる、迷った挙句に身体拘束を受け入れました。

監督人に相談すると、「ケアする人たちはプロなので、身体拘束の解除計画を示してもらおう」と助言をくださいました。施設には早速伝えましたが、間もなく入院となり間に合いませんでした。

本人はどう思っているのか、車イスのポケットにミトンがあったので聞いてみたところ、「暖かいからいい」、しばらくして再度聞くと「はめると消毒になっていい」と答えられました。ポジティブ志向のA・Kさん、その場を取り繕っているだけなのかどうか分かりませんでした。

○市民後見人の活動をして

A・Kさんのように弱い立場（高齢、有病、困窮、孤立）の方に、市民後見人は力になれることがあると思いました。どういう立場であっても人としての輝きをもっているはずですが、その人を大切に思っ寄り添う他者（後見人）が存在することで、本来の輝きが可視化されるように思うのです。

また、病院や施設で「市民後見人ってどういう人？」と聞かれて、伝えていくことの大切さを感じました。医師も看護師もどこまで説明すればよいのか、家族への対応とどう違うのか迷っているようでした。市民後見人の説明をしたことで、詳しい病状の説明を受けることができました。危篤状態の時には、家族に代わって呼びかけをするよう求められ、これには正直戸惑いましたが、それまでのことを思い出して精一杯話しかけてみました。

最後に、疎遠だったご家族との関係について。センターで受任した当初から担当者が状況の変化をご家族に伝えてきて、一度は面会の機会があり、最終的にはA・Kさんが心の底で会いたかった方に遺骨を引き取ってもらえることになったと思います。そのリレーの最期に立ち会えたことに感動しています。

監督人コメント

加藤さんが受任してから急激に体調が悪化してしまい、大変な負担がかかってしまいました。認知症がゆえの転倒骨折や身体拘束。関わるものとしては実に悩ましいケースでした。

加藤さんは戸惑いながらも精いっぱい本人に関わってくださいました。唱歌を口ずさんだ時にすかさずスマホで画面をだして応援した加藤さんのユーモラスな優しさがA・Kさんにとってどれだけ心地いいものだったかと想像され、心があたたかくなります。

親族には親族の事情があり、最期は後見人が看取るしかなかったのですが、ご遺骨は故郷の菩提寺に納骨していただきました。そのやり取りの中で、親族の苦しさも理解できました。

市民後見人活動・・・「会えてよかった」

本人について

氏名：K・Aさん

性別：女性

年齢：78歳（受任時）

居所：有料老人ホーム（尾張旭市）

既往歴：喘息、心臓疾患、糖尿病、胆管炎、大腸右腹上行結腸癌、要介護3

第2期市民後見人バンク登録者 虎岩 いづみ

受任期間：2年4か月

（令和元年8月～令和3年12月）

K・Aさんとは2期生の仲間が諸事情により受任できなくなり、候補者交代という形でスタート致しました。自己判断はしっかりできる方で、補助の審判がございました。けがにより片足が不自由で歩行器が必要でした。同施設にK・Aさんのご主人も入所されて居り、同じ2期生の方が既に活動され、とても心強く思いました。

K・Aさんは最初から優しく挨拶して下さり、週1回のペースの訪問をはにかみながら、毎回労いの言葉でお迎え下さったので緊張感から解放されました。訪問した際はK・Aさんの思いを聞き、健康状態、日頃の様子などは施設職員から伺いました。

思い返せばK・Aさんは、色んな病気に見まわれながらも弱音を吐く事も無く「施設の職員が喜んでくれる」と言われながら、広告用紙にて折紙を毎日折って居られました。受任後まもなくご主人が亡くなりましたが、職員がご主人の写真入りペンダントを作って下さり、「何時も一緒」と言う様に嬉しそうに見せて下さいました。

K・Aさんには10年以上、音信不通の2人のお嬢さんがいて、会いたい様子でした。監督人に相談しK・Aさんの委任状を持って市役所職員に伺いながら、戸籍謄本・附票を取り、2人の現住所を調べました。2人のお嬢さんに補助人・監督人の挨拶を兼ねてお手紙を出しましたところ、長女からは会っても良いという返事がありました。お会いする日時まで決定しましたが、コロナ感染防止のため面会が延期になりました。その後、ご本人が亡くなる1週間前に娘さんとお孫さんに再会できました！K・Aさんには突然の娘さんとお孫さんの再会でしたが、何のわだかまりもなく双方の心は喜びに変わりました。

K・Aさんは高熱が続き、これがきっかけとなって大腸右腹上行結腸癌が発見されました。2回の手術を終え、医師の診断とK・Aさんが望んだ「もう少し生かしてもらいたい」とのご本人の気持ちを受け止め、監督人と一緒に「わたしのこれからについて」を使って、ご本人と施設代表と介護職員と5名でご本人の気持ちを伺いました。その際に施設代表が、「心配しなくても最期までこちらでお世話させていただきます」と仰って下さった事がK・Aさんには何よりの安心感に繋がりました。

最期の日には夕方急に気分が悪くなったそうです。施設の楽しい会に参加されたあとのことだったようです。職員から「来られたほうが良いですよ」とお電話が入り、待っていて下さった様に医師の立会のもと、深い眠りにつかれました。食欲は細くなりましたが、辛い痛みはなく、苦しむこともなく、穏やかな最期でした。葬儀にはK・Aさんの長女家族の他に施設職員も多く参列されて、お見送りできました。2年前に亡くなられた最愛のご主人と眠っています。

監督人コメント

ご本人は意思を最初からはっきり示される方でしたので、コロナウイルスの感染防止のための面会制限がなければ、もっとたくさんのお話ができたであろうなあと残念に思います。

音信不通になっていた家族に連絡を取り、会えるまであきらめずに調整し続けた虎岩さんのおかげで、お亡くなりになる直前でしたが、ついに面会ができました。本人は心から感謝していましたし、関係者も一様に胸をなでおろしました。施設職員には最後まで「入所している方は家族と同じ」という思いを持って心のこもった支援をしていただきました。



Q

市民後見人（虎岩さん）の活動をどのように感じていましたか？

A

虎岩さんには心から感謝しています。専門職後見人の方もいらっしゃいますが、虎岩さんのように心から温かく優しい方は初めてで、市民後見人のすばらしさを知りました。（施設管理者より）

A

市民後見人さんがここまでやってくれると思っていませんでした。虎岩さんはK・Aさんの話を傾聴してくださり、最期も穏やかに過ごせたのは虎岩さんのおかげです。（施設長より）



ありがとうございました あなたの黒子になれたかな

本人について

氏名：S・Kさん

性別：女性

年齢：78歳(受任時)

居所：グループホーム(瀬戸市)

既往歴：アルツハイマー型認知症、気管支拡張症、要介護2、障害者手帳

第2期市民後見人バンク登録者 中島 恵

受任期間：1年2か月

(令和元年7月～令和2年9月)



平成31年4月、尾張東部成年後見センター(当時)より受任のお話をいただいた時、ご本人に寄り添う活動が自分にできるのか不安はありましたが、「いよいよその時が来た、先に活動している仲間に私も続きたい」と思いました。センター職員とグループホームを訪問し、初めてS・Kさんにお会いした時、緊張する私を「話し相手の一人に加えてくださいね」とセンター職員が紹介すると、「そうなの?」とやさしく返事をしてくださいました。

受任して週1回訪問する度、「忙しいのに来てくださったの、ありがとう」、帰る時には「気をつけて帰ってね」と声をかけてくださいました。一緒にアルバムを見て、「これ主人よ」、「母よ」、「飼っていた猫」と教えてくださりながらうれしそうにされている様子、職員の手伝いをされる様子、他の入所者さんと談笑したり気遣う様子、私の問いかけに答えようといろいろ話してくださる様子などなど。今日はどんなS・Kさんに会えるのかと思うと、とても楽しみでした。

私が受任した当初は、グループホームで穏やかに安心して生活されていました。

しかし、健康面では持病があり、かかりつけ医から「風邪をひかないように気をつけてください」とお聞きしたことや、食欲不振など体調をくずされてもなかなか本人から訴えがないこともあり、グループホームの職員やケアマネからこまめに情報をいただき、ふだんの様子や調子の悪い時の様子などを気をつけながら見守りました。

私は、活動中に父が亡くなりました。最後になるであろう入院をした時、県外に住んでいましたのでどうすればいいか悩み、監督人に相談しましたところ、「留守中は監督人が対応します。大丈夫です。安心して行ってください」と言ってくださいました。おかげで父の最期を看とり、母のそばにいらることができました。

監督人は私の思いに寄り添ってくださいました。感謝しています。

監督人が対応してくださっていた間のことは、随時メールにて情報をくださっていたので、活動はスムーズに再開することができました。その直後、S・Kさんは体調をくずされて入院することになりました。

この入院がきっかけで、癌の末期であること、余命わずかであることがわかりました。

退院に向け、ケアマネと相談して、月2回の訪問診療、24時間の電話対応、緊急時の診療、最後の看とりができる医療機関に診ていただくことにしました。

退院する日、「グループホームに帰れるよ」と声をかけると「誰が？」と返ってきました。「これからも具合が悪くなった時は、お医者さんに診てもらって元気になりたいと思う？どうでもいいやと思う？」と尋ねると、「元気になりたい。なかなか難しいけど」と答えられました。「私やグループホームの人がお手伝いするよ。一人じゃないよ」というと、少しホッとしたようなため息がもれました。その思いを大切にしたいと思いました。

その後、本人には癌の末期であることは知らせない形で、本人、親族、ケアマネ、監督人と『わたしのこれからについて』に沿って、ご本人の思いをみんなで確認しました。

退院後ゆっくり元気になられていく様子を「よかったね」と喜んでいたのもつかの間、また体調をくずされてグループホームで亡くなりました。

癌であることがわかってから亡くなるまでがあまりに早く、ご主人にきちんと病状を説明して会わせてさしあげることができませんでした。

しんどい様子に接しながら思いを充分聴くことができませんでした。

何より父の最期と重なり、苦しくてちゃんと向きあえていたのか、もっとできることがあったはずなのにできなかったという心残りがいっぱいありました。

その後、市民後見人バンク登録者のフォローアップ研修が開催されました。そこでグリーンケアの研修を受け、仲間に思いを聞いてもらったことで、「縁あって初めて後見人になる私を受け入れ、S・Kさんの人生に関わらせてくださり育てていただいた」という感謝の思いに変わり、次につなげていきたいと思えるようになりました。ありがとうございました。

監督人コメント

後見人は被後見人の人生に深くかかわっていきます。市民後見人は、全力でその方のことを考えます。それゆえにお亡くなりになったときの喪失感も大きく、精神的に落ち込んでしまうこともあるということの中島さんに教えていただきました。

グリーンケアの研修も中島さんに教えていただいて開催した研修です。中島さんが訪問すると、とっても喜んでくださるかたでした。もう少し時間が欲しかったという気がしてなりません。

市民後見人の方が長期で旅行に行く時などは、事前にご連絡をいただくようにしています。また、活動の途中で少し休みたいといわれた時も対応しています。お身内のご不幸などで活動できない場合は当然、センターが代わりに動きます。

私は、K子 さんの後見人の 中島 恵^{なかしま めぐみ}です
後見人の私は、K子 さんが 安べして暮らすための
お手伝いをします

病気になった時、どうしたらいいか一緒に考えます
困ったことが起きた時、どうしたらいいか一緒に考えます
したい事がある時、どうしたらできるか一緒に考えます

K子さんが思っていること、困っていること、心配なこと
知りたいと思っっています

これか、いろいろなことを一緒に話せる話し相手になれたらと
思います
よろしく願います

市民後見人として活動して

本人について

氏名：S・Hさん

性別：女性

年齢：95歳（受任時）

居所：有料老人ホーム（瀬戸市）

既往歴：認知症、要介護2

第2期市民後見人バンク登録者 鍋嶋 洋行

受任期間：3年2か月

（令和2年6月～令和5年8月）

・S・Hさんとの出会い

市民後見人としてバンク登録は済んでいましたが、受任に関しては仕事を現役でしている状況では難しいと思い、考えていませんでした。しかし、職場から近い施設に入居している人の受任要請が来た時は、悩みましたが市民後見人として活動することを決意しました。

S・Hさんとの初めての面談は、95歳誕生日当日で、お祝いと受任の挨拶のために施設を訪問した時でした。95歳ですが自分で歩行もでき、食欲もあり、認知症ですが受け答えはできる状態でした。

・後見人としてできること・できないこと

受任して6回目の訪問後から、コロナ禍で施設に訪問できなくなりました。しかし、6回の訪問で施設側にコロナ助成金情報を提供して関係性を深め、情報共有を行い電話とメールで施設と連絡を取り、S・Hさんの状況を確認することができました。その後もコロナ禍が続き、なるべく訪問を控えた情報取得に心掛けました。

体調管理については、入れ歯の調整治療やコロナワクチンの接種など、自分で情報収集して判断したい時もありました。しかし、市民後見人として医療同意ができない事を監督人から指導され、立場を再認識することもありました。

・生活保護申請

令和5年2月に、施設利用料の支払いができなくなり、生活保護申請を提出しました。そして3月には、要介護2から要介護5に変更になりました。

・療養病床へ入院、そして最期を迎える

本人の介護度が進み、食事が食べられなくなり、令和5年4月に療養病床へ入院し施設を退所。7月から生活保護は廃止となり、入院費が支払えるかハラハラしましたが、本人には輸血が必要と説明を受けた後、間もなくお亡くなりになりました。98歳でした。お亡くなりになったのが年金支給日当日だったため、何とか本人の年金で葬儀代、入院費等すべて支払うことができました。

・市民後見人として気が付いたこと

私が市民後見人を目指したのは、療育手帳を持つ社員の成年後見人としてサポートしたいと思ったからです。しかし、社員の成年後見人はできないとすぐに知りましたが、その後も研修を受けて、市民後見人としてバンク登録をしました。無料で市民後見人として学ぶ機会を頂き、現役中の受任を迷いましたが、受任することを決意しました。

その後の活動を通じて、超高齢社会の今後が少しずつイメージできるようになりました。その影響で、個人として地域にできる地域活動が増えていきました。ただ、地域活動を継続する事でこれからの地域課題や市民後見人の仕組みを改善する必要性を感じました。

最近、2025年問題についての話題も出ますが、今後地域福祉の問題が大きくなってから取り組み出すのではなく、今から準備する事が大切だと思います。

市民後見人の活動を通じて、知らない事を学び、体験する事はできます。今後はこの市民後見人の活動に、より多くの人に取り組めるよう、仕組みを改善していくことが必要と考えます。

監督人からのコメント

鍋島さんはとても忙しい中、市民後見人養成研修を受講され、迷いながらもS・Hさんを受任されました。その行動力には大変敬服いたしますし、実に頼もしい存在と感じています。

お忙しいとはいつても、仕事の合間を縫って施設と連絡をとり、後見人として過不足なく行動していただきました。

また、しっかり活動されてこそ見えてくる市民後見人の活動の課題について、検討していく必要があることを教えていただいています。



研修会や会議で、実際の活動の様子を報告していただいています！

市民後見人養成研修説明会

(令和4年11月6日 瀬戸蔵にて)



行政福祉関係者のための成年後見勉強会

(令和5年7月12日 尾張旭市中央公民館にて)



愛知県市民後見推進事業(令和2年3月3日 名古屋能楽堂にて)



愛知県市民後見推進事業は、尾張北部権利擁護支援センターと共に運営しています。県民に、市民後見人についての講話や実践例を紹介することで、自ら市民後見人になりたいという動機付けを図るとともに、市民後見事業が共に助け合う地域づくりの実現において意義深いものであることを理解していただくことを目指しています。

令和4年度第4回適正運営委員会(令和4年10月21日 日進市障害者福祉センターにて)



適正運営委員会は、尾張東部権利擁護支援センターが行う事業を適正かつ円滑に推進するにあたり必要な意見を得るため設置されています。

適正運営委員会には、市民後見分科会が設置されており、市民後見人養成研修修了者のバンク登録選考や、市民後見人がバンク登録者が成年後見人等候補者となることの適否に関する審議を行っています。

有料老人ホームから特別養護老人ホームに入所して 金銭面で余裕のできたY・Kさん

本人について

氏名：Y・Kさん

性別：女性

年齢：75歳(受任時)

居所：有料老人ホーム(瀬戸市)

既往歴：脳梗塞、認知症等 要介護4

第2期市民後見人バンク登録者 丹羽 愛子

受任期間：4年3か月

(平成30年12月～令和5年3月)

○Y・Kさんとの出会いから特養入所まで

平成30年9月、尾張東部成年後見センター(当時)より市民後見人としての活動を前提とした対象者の紹介の電話があり、入所先の施設で初めて面会。11月後見人等候補者推薦を受け、12月家庭裁判所受理面接。裁判所から後見人として受諾することの確認の電話があり受諾。年末に特別送達で審判書を受け取った。

平成31年1月17日、入所中の施設でY・Kさんと面会して挨拶し、これから週1回程度面会に来ることを伝えた。2～3日前から腰痛が強くなり、ベッドで横になっておられた。推理小説が好きとのことで、本が積んであった。

受任後に施設の好意で入所費用を減額してもらっても、収支が赤字になることが判明。監督人やケアマネジャー、認知症のある夫の保佐人等の関係者に相談し、社会保険料について夫からの援助が実現した。その後、後期高齢者福祉医療費受給者証も申請することができ、収支状況が改善した。

コロナ前までは週1回程度の面会を継続して本人と会話し、昔のこと等を教えて頂いていた。但し、認知症のため話されたことが事実であるかは確認を要す。

コロナで面会が不能となり、令和3年3月には施設内でコロナが広がり、本人も感染して施設内療養となった。

特養入所前の診断書作成のために病院を受診した際、介護タクシーで本人に付き添うことで久しぶりの面会ができた。私の顔を覚えておられ、会話ができて安心した。

コロナから回復後の令和3年8月、特養の多床室に入所となった。

○特養入所

施設では職員が荷造りする様子を見て、何かを感じておられた様子とのことだった。特養入所時には落ち着いておられ、看護師等の職員に「よろしくお願ひします」と自分から挨拶された。特養では現在ガラス越し面会が可能とのことで、本人の様子が自分の目で確認できた。

環境が変わることで転倒骨折を心配していたが、令和3年10月末に自室で転倒され、腰椎圧迫骨折で入院。入院時に多床室を依頼したところが、本人は「個室がよい。昔から個室しか入ったことがない。お金がなかったら〇〇に出してもらえばよい」と言い出された。特養も以前の施設も個室だったと言われたそうだが、後見人から多床室だったと説明した。本人には「〇〇からはお金を出してもらえないから」と言って納得してもらった。入院後、病室担当の看護師に個室を依頼され、看護師より確認の電話があったが、「一日一万円以上もする個室代は払えない」と伝え、多床室に戻してもらった。本人の頭の中は子供の頃の裕福な時代に戻っておられるようだった。

令和4年、夫が入院された。面会許可をもらって2回面会することができたが、11月に逝去された。

本人に逝去を伝えない方法や通夜・告別式を欠席する方法もあったが、施設職員や監督人と相談し、本人に通夜と告別式に出席していただいた。結果は、本人の頭の中は昔の元気な自分のままであり、「歩けるし何でもできるのに、どうして告別式で帰ることになったのか。家(昔の実家)に行けば自分の物が何でもあから実家に帰る」と帰宅願望が出てしまった。

特養内ではその間、コロナ感染が複数回発生したが、本人への再感染はなく、安心した。わずかでもコロナ感染者の発生時期がずれていたら、夫との面会も葬儀への出席もかなわなかつたろう。

その後、本人は徐々に落ち着かれたが、夫が逝去された事実は忘れてはられません。

監督人コメント

丹羽さんには有料老人ホームから特別養護老人ホームへの転居、骨折による入院、夫の逝去にあたってお通夜や葬儀への参列同行など、たくさんの変化に対応していただきました。

認知症による現状認識のずれには、介護にあたるものが誰でも苦勞するところですが、丹羽さんもかなりご苦勞されたと思います。ご本人の記憶は元気なころ、金銭的に苦勞のなかったころに戻っており、対応が大変難しかったと思います。

丹羽さんは福祉関連や税制面、相続に関する知識が豊富で、専門職後見人にも劣らぬ活動をされました。

尾張東部圏域 市民後見人の

いい所

団結力がすごい!

年に1度、交流会を開催しています。1つの大きな円になる「座談会」が交流会の醍醐味です。座談会では受任経験の共有や未経験者の不安などが話され、市民後見人同士で士気を高めています。交流会を通して、登録期関係なく仲が深まっています。



発信力がすごい!

市民後見人養成研修ミニ説明会では、市民後見人の方が応援に駆けつけてくれました。「ももとは主婦だった私が市民後見人として活動しています」「養成研修は大変でしたが、仲間と共に学べて楽しかったです」など、市民後見人の方の言葉で、ミニ説明会参加者の背中を押していただきました。おかげで、第4期は過去最高の登録者数となりました。



N・Mさんを見送って

本人について

氏名：N・Mさん

性別：女性

年齢：87歳（受任時）

居所：特別養護老人ホーム（尾張旭市）

既往歴：認知症、癌疑い、要介護3

第2期市民後見人バンク登録者 森下 紀子

受任期間：1年5か月

（令和3年6月～令和4年11月）

○受任とコロナ流行下での面会

私が初めて受任したのは、令和3年6月です。実はその2年前にも別のケースで受任の打診をいただいたのですが、自分のがんが判明し、治療に専念しなければならず、とても心残りでした。回復後、機会があれば受任したいとあすライツに申し出ました。N・Mさんはあすライツがそれまで受任していましたので、引継ぎはとてもスムーズでした。

施設での面会はちょうどコロナ流行時で、15分間のリモート面会がほとんどでした。月に2回予約をして、お話をしました。N・Mさんは子供のころのお話をよくされました。要介護3、半年後には要介護5になる重度の認知症があり、タブレット越しの面会はなかなか意思疎通が難しかったのですが、生活歴を読み、どんな話題ならN・Mさんの心に響くか試行錯誤しました。

ある時、アクリル板越しながら直接の面会ができました。私はうれしくて、何かしてあげたくて歌を歌いました。N・Mさんは三味線の趣味があり歌も好きかも？と思ったのです。赤とんぼ、ふるさと、五木の子守歌、十五夜お月さん。N・Mさんはうつむいて顔を押しさえていましたが、やがてこちらに合わせて体をゆすり、表情も穏やかになりました。

以前N・Mさんが住んでいたところは銀杏とイチョウ並木が有名なので、イチョウの黄葉を見せて茶わん蒸しの話をすると、ちょっと微笑んでくれました。

○ご親族との信頼関係を作るために

N・Mさんが施設に入られる前は、ご主人と二人暮らしでした。隣市にN・Mさんの妹さんがいましたが、N・Mさんのご主人と妹さんは関係がこじれ、対立していました。ご主人はN・Mさんの成年後見の申立てをしたことも施設入所も、妹さんには知らせませんでした。しかし、施設入所後、ご主人は亡くなられ、後見人としてN・Mさんの支援にあたる際に妹さんと信頼関係を作って協力をお願いする必要がありました。妹さんには成年後見制度にも強い不信感がありました。

N・Mさんは数か月に1度、検査と経過観察のため大病院へ通院する必要がありました。親族の医療同意が必要な場合もありますので、移動支援事業の介護者と妹さんと私が付き添って通院しました。長い待ち時間に妹さんとお話をしました。妹さんは成年後見制度に不信感を持つ反面、自分の立場を理解してもらいたい気持ちもあったのです。私は傾聴に徹しました。妹さんとN・Mさんと私で『わたしのこれからについて』を使い、終末期医療や葬儀について聞き取りの機会も持ちましたが、なかなか信頼していただける関係改善には至りませんでした。

私はあすライツに相談し、前任者からも経過を教えてくださいました。そしてあすライツ（日進市障害者福祉センター内）で妹さん、妹さんの長男、あすライツ職員、私との話し合いの場を設け、親族と成年後見人との役割分担や終末期、葬儀についても見通しを立てました。とても心強く、安心しました。

ON・Mさんとの突然の別れ

ずっとお元気だったN・Mさんですが、ある日、心臓発作を起こされました。施設からの連絡を受け、妹さんに連絡をするとともに、搬送先の病院へ駆けつけました。寝台で苦しんで起き上がろうとされるN・Mさんの肩をとんとんしながら、「病院ですから大丈夫ですよ」と言って見守りました。やがて呼吸が間遠になり、血圧もさがってしまいました。妹さんが病院に着いてから、医師から死亡宣告がありました。ご遺体の引き取り先や葬儀のことは妹さんと長男が相談し、決めました。相談にはあすライツも入りました。

葬儀には妹さんがN・Mさんの自宅の庭に咲いていた菊を持ってきてくださり、思い出の品を添えて心のもったお見送りになりました。

後日、市役所で死亡に伴う手続きをする妹さんに付き添い、お手伝いしました。最後に妹さんが「最初は成年後見を不信に思ったし、友達から『成年後見人がいたら遺産などなくなっちゃうわよ』と聞いたけど、今はとても感謝している。もっと世間で成年後見が良いことだと知られてほしい」と言われました。

私にとってなによりのお言葉でした。このような機会をいただいたことと、あすライツの皆様にとっても感謝しております。

監督人コメント

森下さんの書かれているように、成年後見制度に不信感を持っていた妹さんとの関わりが一番難しかったように思います。しかし、妹さん・妹さんの長男・市民後見人・監督人で話し合いをし、N・Mさんの死後事務に関わる中で、徐々に後見人に対する不信感が消えていき、最後には妹さんの口から感謝の言葉をいただくことができました。晴れ晴れとした気持ちで終了できたと感じています。

N・Mさんは面会したときに、歌を歌うと喜んでくださるということを報告していただきました。森下さんご自身が楽器演奏のボランティア活動をされていますので、森下さんが面会に行くたびに歌を聴き、N・Mさんの楽しみが広がっていたことが感じられました。



「あすライツ」の由来



令和元年に尾張東部権利擁護支援センターの愛称「あすライツ」が決定しました。

「明日(あす)」に権利の「rights(ライツ)」を結び、地域の皆様の権利をまもり、共に豊かな明日を描いていくセンター、という思いを込めました。

そして、尾張東部権利擁護支援センター設置10周年を記念し、いただいたご寄付でかばんとTシャツを作成しました。



後見は十人十色

本人について

氏名：K・Kさん

性別：男性

年齢：71歳（受任時）

居所：グループホーム（日進市）

既往歴：アルツハイマー型認知症、脳梗塞後遺症、要介護3（受任時） 車いす生活

第3期市民後見人バンク登録者 松ヶ谷 里美

令和3年9月～（継続中）

○受任初期

後見人候補としてバンク登録して、ほどなく依頼が来ました。ご縁と思い、受任しました。

第一印象は、静かなお爺ちゃん。こちらの言う事にうなずいたり、単語で返事はしても、自ら話す事はありませんでした。

新型コロナウイルス禍で2週間～3週間に1度の訪問でしたが、都度ご本人に私をわかってもらおうと、後見人の登記事項証明書を見せて説明していました。今思うと、かなり肩に力が入っていたと思います。

○最近の訪問時の様子

後見人として活動開始してから1年半が経過しましたが、未だ私のことは覚えてもらえません。でも、それで良いと思うようになりました。後見人も被後見人も十人十色でいい、いろんなタイプの後見があっても良いのではと思えるようになりました。だから頑張って登記事項証明書を見せることはもうしていません。

本人はいつも歓談室の一番テレビに近い席に座り、テレビを見ています。安定して生活していると感じます。私の質問に返事をするのはめんどくさそうなので、しつこく話しかけるのはやめました。他の入居者やスタッフより近況を聞くのが定番になっています（入居者のお婆ちゃんたちが頼りです）。

☆ 好きなもの：テレビ視聴、鏡で自分の顔を見る、外食、演歌。

鏡 ⇒ 車椅子を自ら操作して洗面所に移動し、長い時間自分の顔を鏡で見ている…らしい（入居者のお婆ちゃんたちの情報）。

外食 ⇒ 施設の外食レクリエーションとして、近隣の和食店などに出かけます。普段は食事介助を要望するのに、その時だけはもりもり自分で食べる…らしい（入居者のお婆ちゃんたちの情報）。

演歌 ⇒ テレビを見ながら時々歌っている…らしい（入居者のお婆ちゃんたちの情報）。

受任初期から今まで、本人が笑ったことは無いです。一度「何か必要なものありますか」と聞いたときに、「お金」と返事され、「何か買いたいのか？」と聞くと、「自転車」と言われました。20年近く車いす生活を送る人の言葉に、切なくなりました。



K・Kさんと松ヶ谷里美さん

○特記エピソード

その1

新型コロナウイルスに感染し、救急車で搬送されて入院したことです。仕事からの帰り道、何度も着信があり、入院手続きの為すぐに病院に来てほしいとのことでした。病院の片隅で「市民後見人活動の手引き」を堂々と開き、何枚もの書類に記入しました。

「後見人なので医療同意はできません。聞きましたと記入させて下さい」と医師や看護師に何度言ったか、わかりません。落ち着いて対応したと思っていましたが、複数の書類に住所と氏名を逆に書いていました。「動転していたんだなあ」と、後で笑いました。

また、「新型コロナウイルス感染だけでなく、心筋梗塞の可能性もある」などと、万が一の事についても説明を受けました。事前に治療をどうしたいか、本人に確認しておくべきだったと痛感しました。

その2

施設を変ったことです。同時に転居の際、治療の意思確認もできたことです。コロナ入院中、今後は痰の吸引が日常的に必要と診断され、元の施設では受入れ不可となりました。病院のケースワーカーが次の施設を探してくれました。

施設の入居手続きの際に治療等の意思確認『わたしのこれからについて』を実施しましたが、イラストをじっと見て、はっきりと意思を表示してくれて良かったです。

監督人コメント

本人がコロナウイルスに感染して、入院中に痰の吸引が必要になり、入居中のグループホームを退所したときには、監督人としてもどうすればいいのかわからなくなりました。

市民後見人は活動範囲が決まっていますので、松ヶ谷さんの自宅から30分以内の施設や病院でなくてはなりません。事情を病院のソーシャルワーカーに相談したところ、理解してくれて一生懸命に転院先を探してくれました。しかし、転院先を探しているうちに、痰の吸引がいらない、食事も食べられるまでに本人が回復してきたため、施設でも暮らせることになり、現在のグループホームに入所が決まりました。この入所にあたっては、日進市役所のご協力がありました。

松ヶ谷さんは、なかなかご本人とお話ができないと悩んでいましたが、今は肩の力が抜けたようで、支援も自然体になってきたそうです。K・Kさんが気ままに暮らせているのは、松ヶ谷さんが成年後見人として支援しているからです。これだけは確かです。



法人後見から市民後見人へ移行しました！

本人について

氏名：T・Tさん

性別：男性

年齢：52歳（受任時）

居所：グループホーム（豊明市）

既往歴：知的障害

第3期市民後見人バンク登録者 松島 直子

令和3年7月～（継続中）

○市民後見人への移行の目的

平成24年1月より、尾張東部成年後見センター（当時）がT・Tさんの成年後見人になりました。その後、両親が亡くなってからT・Tさんは、グループホームへ入居し、グループホームと同法人の生活介護事業所へ通うことになりました。T・Tさんなりの強いこだわりや苦手な利用者との関係性などで、作業所へ通うバスに乗れないなどの問題もありましたが、T・Tさんに必要な対応を行うことで、T・Tさんの思いに沿った生活を送ることが出来ています。

T・Tさんは乗り物が大好きで、乗り物の話をされます。市民後見人の訪問により、T・Tさんの話をゆっくりと聞いてもらえる時間がT・Tさんにとっての楽しみとなると考え、市民後見人へ移行することになりました。

○市民後見人の訪問時の会話

松島さん：風邪はひかなかった？

T・Tさん：…あ。

松島さん：今日は雑誌で緩衝材を作らないの？

T・Tさん：新聞。

T・Tさん：運転どっち？（ハンドルを回すポーズ）

松島さん：自分で運転するよ。

T・Tさん：ひとり？

松島さん：ひとりだよ。赤い車に乗ってるよ。



○市民後見人の声

T・Tさんは相手と目を合わせて話すということが苦手な方なので、最初は見守るだけみたいな感じてました。

「今度につなげる、また今度につなげる」という感じで、焦らないで行こうと思って、ずっと訪問させていただきました。最初、本当にやれるのかなと、すごく不安がありました。そのうちに、話してくださるようになって、すごく嬉しくなって、少しずつ距離が縮まった喜びで、続けさせていただきたいなと思います。

監督人コメント

松島さんは常勤で働きながら、後見活動をされています。お休みの時間を使って、毎週本人の通う作業所や、グループホームを訪問しています。作業所に通う他の利用者さんも松島さんを覚え、あいさつをされます。もちろん、本人も松島さんの訪問を楽しみにしています。

障害福祉サービスの申請や、障害者手帳や障害者手当の更新など松島さんにとって聞きなれないことばかりのようですが、一つ一つ確認しながら、確実に業務にあたっています。





おわりに

めぐりあわせとしか言いようがありませんが、私は市民後見人の検討段階からこの活動に関わってきました。検討委員会でぼんやりしていた市民後見人の活動が実際に受任することによって、はっきりとしたものになってきました。

バンク登録者が後見人等候補者になるとき、必ず事前にご本人と面談をしていただきます。やってみようと思えるかどうかを自分に問いかける瞬間です。「意を決する」という表現がぴったりだと思えます。自分の人生に何が起きるかわからないように、市民後見人が関わる方々の人生にも何が起きるかわからないのです。その不安は誰もが感じることです。後見等の審判が下りた後、市民後見人の皆さんは、毎週ご本人と面談し、施設関係者とお話していく中で、少しずつ不安が減り、慣れていくようです。

市民後見人には、3か月ごとに金銭管理状況や生活の様子を監督人へ報告していただきます。その報告を通して監督人として何をすべきかと、私どもも考えます。市民後見人が何を課題と考え、どのように支援していきたいかという思いを大切にしてきたつもりです。3か月の報告や1年の自主報告はセンターの職員全員で共有しています。

被後見人がお亡くなりになった市民後見人から「グリーンケアの研修が必要だと思う。」と言われました。「ご本人のためになることは何だろう」と、寄り添って考えてきた活動が終わったときの喪失感は想像以上のものがあるということです。これも実際に活動をしてみてわかりました。

市民後見人の活動が始まって、多くの方に後見等の受任をしていただきました。この活動の記録に掲載されたものはその中の一部にすぎません。また、バンク登録はしたものの、受任までには至っていないバンク登録者もたくさんいます。その方々も養成研修のチラシを配ったり、口コミで知人に知らせたり、様々に活動しています。そんな一つ一つの行動が大きな力になっているということを強く感じ、感謝の気持ちでいっぱいです。

この圏域の市民後見人は無報酬で活動しています。市民後見人にとって一番の報酬は社会的な評価です。社会的評価を得るには活動を周知する必要があります。このたび市民後見人の活動を記録化することによって、その活動の様子や、市民後見人の思いをたくさんの方々に知っていただきたいと心から願っています。

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

専門相談員 石井 友子



市民後見人の活動記録 資料

1. 市民後見バンク登録者の皆さん
2. 市民後見人バンク登録人数と受任件数
3. 第5期市民後見人養成の流れ
4. 市民後見人の受任要件
5. 市民後見人養成研修説明会チラシ(第1期～第5期)



作・第4期市民後見人バンク登録者 三浦淳子

市民後見人バンク登録者の皆さん



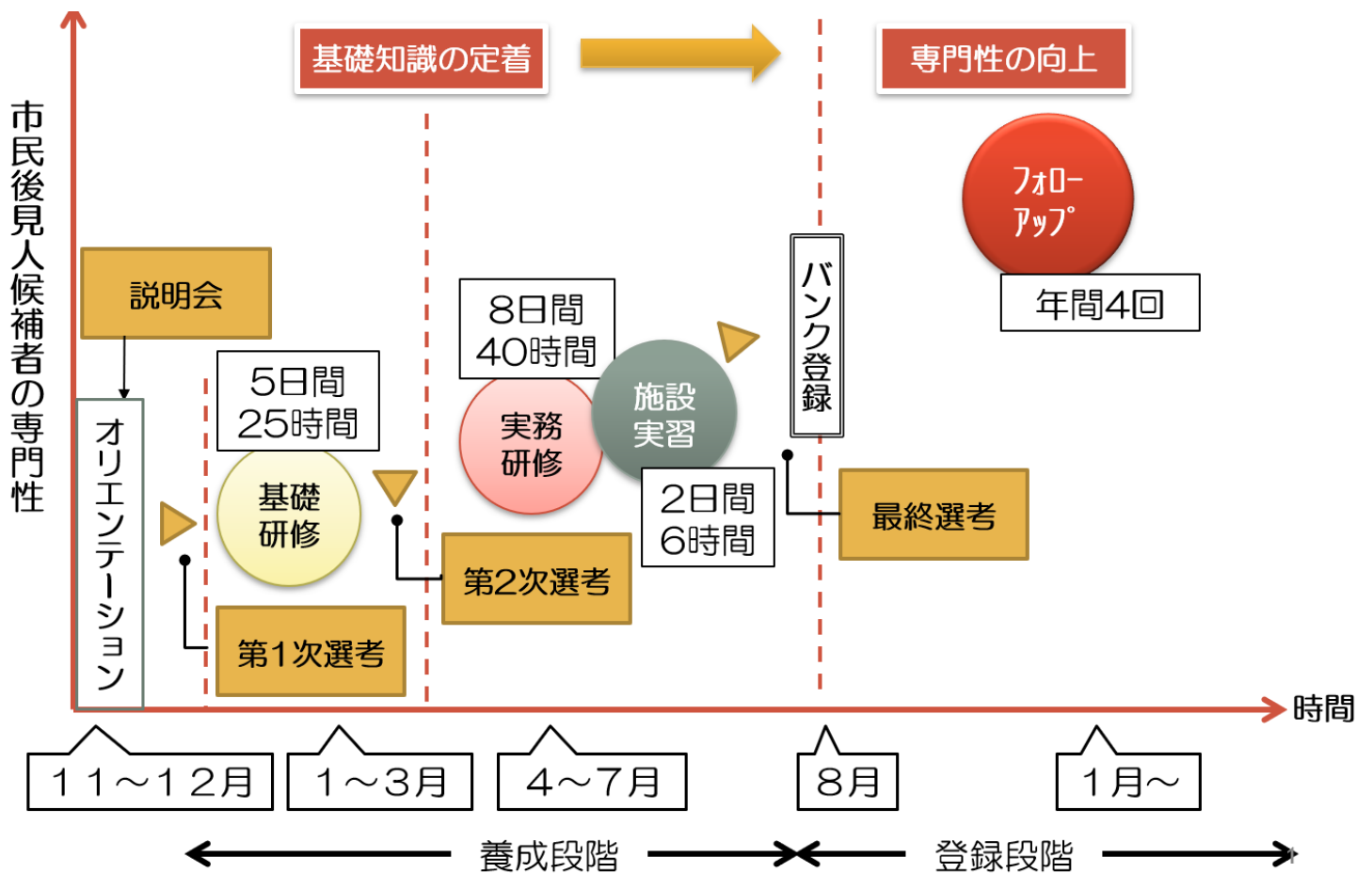
市民後見人バンク登録人数と受任件数

令和5年6月末時点

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計
第1期 初登録人数	3	3	3	8	1	1	19
第2期 初登録人数	6	7	1	5	0	0	19
第3期 初登録人数	0	1	3	2	1	1	8
第4期 初登録人数	8	6	0	2	4	0	20

初登録総数	17	17	7	17	6	2	66
6年間に市民後見人が受任した数	11	11	4	8	2	1	37

現在の登録人数	13	16	6	13	6	1	55
現在受任中の市民後見人数	4	7	2	2	1	0	16



第5期の養成研修は、基礎研修5日間（22時間）、実務研修6日間（29時間）、施設実習2日間（6時間）の合計57時間のカリキュラムです。

第1期から第4期までの養成研修は、基礎研修5日間（25時間）、実務研修8日間（40時間）、施設実習2日間（6時間）の合計71時間のカリキュラムでした。

市民後見人の受任要件は紛争性がなく居所が安定し、見守り中心の方を想定しています。

	本人状況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの 不動産処分を伴わない事案
居住状況	安定的居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上保護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	介護サービスなど本人を支援する体制が構築されているもの
その他	虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない 地域から後見活動が可能な事案

第1期 市民後見人 養成研修説明会 参加者募集



尾張東部圏域（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）では、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざしています。そのため判断能力が十分でない方の生活を市民の立場で支援し、社会貢献として成年後見活動を行っていく「市民後見人」の候補者養成研修を開催します。研修の開催にあたり、市民後見人の役割や養成研修の内容等の説明会（オリエンテーション）を行います。ぜひご参加ください。

日時

①平成27年

11 / 29 (日)

午後1時30分～4時00分

②平成27年

12 / 2 (水)

午後2時30分～5時00分

手話
要約筆記
あり

※同じ内容を2回開催しますので、いずれか1日にご参加ください。

会場

日進市 中央福祉センター
多機能室住所／日進市蟹甲町中島22（地図裏面）
TEL／0561-73-4885

対象

瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町在住で、市民後見人として
週1回程度の活動を継続的にできる方。
（市民後見人として活動していただく場合、様々な要件があります。詳細は説明会にて。）

内容

市民後見人の役割についての講演
養成研修の概要等の事務説明

定員

各日 70名

参加費

無料

説明会
申込み
方法

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXにてお申し込みください。

11月25日(水) 必着

※お申し込み受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。

定員を超えた場合のみご連絡します。

※説明会に参加された方に養成研修の受講申込書をお渡しします。

養成研修の受講には、説明会への参加が必須となります。

お問合せ

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

TEL:0561-75-5008 FAX:0561-75-5088 ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>

尾張東部成年後見センターは瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町から委託を受けて運営しています。

あなたも 市民後見人 になりませんか



関心や興味のある方は

ぜひ市民後見人養成研修説明会にご参加ください。

養成研修の受講には説明会への参加が必須となります。

第1期市民後見人養成研修を受講した市民後見人の実際の活動風景

第2期 市民後見人養成研修説明会

手話・
要約筆記
あり

平成29年

11/15_水・19_日

午後1時30分～4時30分

会場 尾張旭市中央公民館 302 会議室

〔講師〕井上 計雄 氏

大阪弁護士会 弁護士/日本成年後見法学会 理事

〔講師〕朝倉 美江 氏

金城学院大学 人間科学部 コミュニティ福祉学科 教授

内容

- 講演：市民後見人の役割について
- 講師と市民後見人によるパネルディスカッション
(市民後見人の活動紹介)

定員 各日 100名

参加費無料

対象

瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町在住で、
市民後見人として週1回程度の活動を継続的にできる方。
(市民後見人として活動していただく場合、様々な要件があります。詳細は説明会にて。)

説明会申し込み方法

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXにてお申し込みください。

11月13日(月) 必着

お問合せ

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

TEL:0561-75-5008 FAX:0561-75-5088 ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>

尾張東部成年後見センターは瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町から委託を受けて運営しています。



あなたも 市民後見人になりませんか？

写真は市民後見人養成研修を修了した
市民後見人の実際の活動風景です



成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方を保護・支援するために、法的な権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことで、本人に代わって様々な契約や財産管理などを行い、本人の生活や財産を守る役割があります。

第3期 市民後見人養成研修説明会

令和元年

11 / 13 水・17 日

時間：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分
会場：東郷町民会館大会議室

手話・要約筆記
あります

定員各日 100 名
参加費無料

講師 住田 敦子 特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター センター長
厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員

内容 ●講演 「市民後見人の役割と意義」～本人に寄り添う支援とは～
●講師と市民後見人によるパネルディスカッション (市民後見人の活動紹介)

対象 瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町在住または在勤で、
市民後見人として週 1 回程度の活動を継続的にできる方。
(市民後見人として活動していただく場合、様々な要件があります。詳細は説明会にて。)

裏面の申込書に
必要事項をご記入の上
郵送または FAX にて
お申し込みください
11/11 月 必着



◆お問合せ◆

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター
TEL : 0561-75-5008 FAX : 0561-75-5088
ホームページ <http://owaritoubu-kouken.net>

令和元年 10 月 1 日より
特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターに
名称が変わります

尾張東部成年後見センターは瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町から委託を受けて運営しています。



寄添い
週に一度、
ご本人に会います。



啓発・周知
地域に市民後見人の
活動を伝えます。



報告
市民後見人の活動を
センターへ
報告します。

市民後見人は、判断能力が十分でない高齢者や障害のある方に代わって福祉サービスの契約や財産管理などを行い、その方が安心して地域で暮らせるよう支えます。あなたも市民後見人になりませんか？

あなたのちからを
かしてください



参加無料
手話・要約筆記通訳あり

第4期市民後見人養成研修 説明会を開催します

※市民後見人養成研修を受講するには、下記の計5回の説明会のうち、いずれか1回に参加することが必須となります

令和3年 11月6日(土)・11日(木) 13:30～16:30 (13:00開場)

瀬戸蔵 多目的ホール 瀬戸市蔵所町1-1 (名鉄瀬戸線「尾張瀬戸」駅徒歩5分)

説明会申込締切
各開催日の一週間前
定員各日100名

あなたも
市民後見人に
なりませんか？

内容 講演：市民後見人の役割とは
講師と市民後見人によるパネルディスカッション

講師 6日 松宮朝氏 (愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 准教授)
11日 高森裕司氏 (弁護士法人名古屋南部法律事務所 弁護士)

対象 瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町在住・在勤で、市民後見人として週1回程度の活動を継続できる方。(詳細は説明会にて)

申込み 裏面の申込書をご記入いただき、尾張東部権利擁護支援センター宛に郵送・電話・FAXにてお申込みください。

ミニ説明会もあります こちらに参加いただいても市民後見人養成研修を受講できます

上記の日程には都合が悪いけれど、市民後見人養成研修には興味あり!という方は、下記のミニ説明会にご参加ください。(講演・パネルディスカッションはありません)

- 令和3年 9/29(水) 13:30～15:30 瀬戸市文化センター
- 令和3年 10/20(水) 13:30～15:30 尾張旭市中央公民館
- 令和3年 10/27(水) 13:30～15:30 長久手市文化の家

ミニ説明会申込締切
各開催日の一週間前
定員各日20名

第2期市民後見人バンク登録者の皆さん



「後見人って何するの?知りたい。」
「わたしにもできるかな?」から始まり、今があります。今は寄り添う気持ちで頑張ってます!(Tさん)



▼お問い合わせはこちらへ
特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター あすライツ

TEL 0561-75-5008 FAX 0561-75-5088 ホームページ <https://owaritoubu-kouken.net/>

尾張東部権利擁護支援センター あすライツは、瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町から委託を受けて運営しています。

～あなたのちからを かしてください～



いろいろ学べる
&
役に立つ！

第5期 参加費無料 / 手話・要約筆記あり

市民後見人養成研修 説明会を開催します！

市民後見人は、権利擁護と地域福祉の担い手です。単に後見人不足を補う存在ではなく、市民の立場で本人に寄り添った福祉的な支援ができる新たな第三者後見人として国が進めています。

参加して、法律、医療、福祉、行政等に係る専門分野の講師の方々から講義を受けることができ、沢山の知識を得ることができました。大変でしたが、横の繋がりもできて良かったです。

第1期市民後見人養成研修受講生
豊明市 Hさん

「後見」という言葉を最近聞くことがあり、何だろうと思っていました。教えてもらえるなら聞いてみようという、軽い気持ちで参加しました。

第1期市民後見人養成研修受講生
豊明市 Aさん

●養成研修を受講するには下記①～⑤のうち、いずれかの説明会へのご参加が必須となります●

【説明会】13:30～16:30 (13:00開場) 定員各回 100名

- ①11/ 8 (水) 講師：渡辺哲雄先生 (中日新聞長期連載『老いの風景』作者)
場所：豊明市共生交流プラザカрут 体育館
- ②11/18 (土) 講師：加藤昭宏先生 (同朋大学社会福祉学部社会福祉学科 専任講師)
場所：豊明市共生交流プラザカрут 体育館

【ミニ説明会】13:30～15:30 (13:00開場) 定員各回 30名

(※講演はなく、説明会のみとなります)

- ③ 9/27 (水) 豊明市共生交流プラザカрут 北館 活動室 3
- ④10/18 (水) 東郷町役場 2階大会議室
- ⑤10/25 (水) 日進市民会館 展示ホール



お申込み・お問い合わせは



特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツ
Tel 0561-75-5008 Fax 0561-75-5088
ホームページ <https://owaritoubu-kouken.net>



お申し込みはこちらの
QRコードからが
便利です

尾張東部圏域 市民後見人活動記録

令和5年9月 発行

作成協力者

橋野玲子（第1期）・竹内修謁（第1期）・中島恵（第2期）
三浦淳子（第4期）・榎本眞丈（第4期）・田辺栄一（第4期）

ゆたかに生きる権利をまもる

